

平成20年第2回由利本荘市議会定例会(6月)会議録

平成20年6月12日(木曜日)

議事日程第2号

平成20年6月12日(木曜日)午前9時30分開議

第1. 一般質問(発言の要旨は別紙のとおり)

発言者	21番	佐藤	譲司	議員
	8番	渡部	功	議員
	10番	長沼	久利	議員
	28番	齋藤	作圓	議員
	2番	今野	晃治	議員

本日の会議に付した事件

議事日程第2号のとおり

出席議員(29人)

1番	今野英元	2番	今野晃治	3番	佐々木勝二
4番	小杉良一	5番	田中昭子	6番	佐藤竹夫
7番	高橋和子	8番	渡部功	9番	佐々木慶治
10番	長沼久利	11番	大関嘉一	12番	本間明
13番	石川久	14番	佐藤勇	15番	佐藤賢一
16番	高橋信雄	17番	村上文男	18番	佐藤賢一
19番	伊藤順男	20番	鈴木和夫	21番	佐藤譲司
22番	小松義嗣	23番	佐藤俊和	24番	土田与七郎
25番	村上亨	26番	三浦秀雄	27番	齋藤栄一
28番	齋藤作圓	30番	井島市太郎		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	柳田弘	副市長	鷹照賢隆
副市長	村上隆司	教育長	佐々田亨三
企業管理者	佐々木秀綱	理事	佐々木永吉
総務部長	渡部聖一	企画調整部長	中嶋豪
市民環境部長	鷹島恵一	福祉保健部長	齋藤隆一
農林水産部長	小松秀穂	商工観光部長	阿部一夫
建設部長	猿田正好	行政改革推進本部長 事務局長	今野良司

教 育 次 長	須 田 高	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長 兼 職 員 課 長	小 松 浩
財 政 課 長	阿 部 太津夫	企 画 調 整 課 長	大 庭 司

議会事務局職員出席者

局 長	村 上 典 夫	次 長	長 三 浦 清 久
書 記	遠 藤 正 人	書 記	阿 部 徹 司
書 記	石 郷 岡 孝	書 記	鈴 木 司

午前 9時32分 開 議

議長（井島市太郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は28名であります。出席議員は定足数に達しております。

議長（井島市太郎君） それでは本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

議長（井島市太郎君） 日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次質問を許します。

21番佐藤讓司君の発言を許します。21番佐藤讓司君。

【21番（佐藤讓司君）登壇】

21番（佐藤讓司君） おはようございます。せいゆう会を代表いたしまして一般質問を行います。

初めに、職員の給与是正について伺います。

この質問は、今まで私を含め多くの議員も質問をしております。ことしの1月16日、鳥海地域での「市長とまちづくりを語る会」でも、そして地域協議会の席上でも質問が出ております。

質問内容は「合併時、鳥海町の職員の給与が他町との格差があり、合併後速やかに是正するとの答弁をいただいているとの記憶があるが、どのようになっているのか」というものでした。

それに対し総務部長は、「職員給与の不均衡ということで、各町・市でそれぞれの給与を抑えておりました。不均衡があった」というお話でありました。しかし、昨年、給与基準の改定がございました。それに基づきまして、一定基準の枠の中で、勤務年数だとか職制だとかそういうものを考慮しながら精査させていただきました。昨年4月1日現在において、そういうものについては無事解消させていただいたということで、是正というのは終了していることと理解していただきたいとお話でございました。しかし、職員においては解消されたという実感はほとんどないとのことでございます。

ちなみに、平成16年合併前のラスパイレス指数は、高いところで95.2、鳥海町では85.4、約10ポイントの開きがあります。平成19年4月1日、当市のラスパイレス指数は93.2であります。

旧市・町別にこれを置きかえて計算しますと、一番高いところで95.2、鳥海町は89.4、

これでも約6ポイントの開きがあります。無事、不均衡是正を解消したとは到底思われないが、どのように考えているかお尋ねします。

次に、臨時・嘱託職員の取り扱いについて伺います。

これも何度も伺っておりますが、遅々として解消されておられません。昨年の2月、当市の臨時・嘱託職員を集め、今後の取り扱いについて説明があったと聞きました。臨時・嘱託職員は動揺と不安で大変な心労が続いたと聞いております。その後一転し、取り下げ、ことしの4月1日で規則の改定があったと聞いております。雇用体制、基本賃金、各種手当、保険等どのように変わったか伺いたいと思います。またあわせて、臨時・嘱託職員側から見て、よくなったのか悪くなったのかを伺いたいと思います。

次に、図書館長の嘱託について伺います。

5月1日付で図書館長の嘱託があったと聞きました。この財政の厳しいときに、最初になぜという疑問が浮かんでまいりました。

昨年12月、市長・副市長・教育長等の報酬の減額の条例が出ております。また、管理職手当のカット、また、今回の議案にもローラースケートの補助金400万円となっております。それにあわせ、公債費負担適正化計画は、もろもろの私は疑問がわいてきます。次の点について伺いたいと思います。

図書館長は職員ではだめなのかということでございます。

次に、今回の嘱託の報酬と勤務態勢はどうなっているのか。

雇用期間は、いつからいつまでなのか。

なぜ、4月1日でなく5月1日なのか。この時期はどうしてかということですか。

また、途中からの嘱託の雇用でありますけれども、報酬の予算措置はどうなっていたのかお尋ねします。

議長（井島市太郎君） 4番小杉良一君、出席いたしました。

21番（佐藤譲司君） 次に、一般廃棄物処理料金改定について伺います。

突然、市の広報に処理料金改定の案内が掲載されて驚きました。この件については、平成19年第1回定例会一般質問で、私は激しくやりとりした記憶があり、その際、改善の回答をいただきました。そのときの回答の中で、この回答が生かされていたのか不思議に感じました。そのときの市長の答弁では、「市民の負担の公平性を確保することであり、今回の算定を基礎に収集運搬距離など地理的条件を考慮し、検討を要するものと考えている」という答弁をもらいました。それに続きまして、「平成20年度1,900円の金額は、皆様方から意見をいただきながら今後の協議に反映させていただく。また、業者からの積算根拠の書類は必ずいただく。近隣の市の積算根拠を参考にする」でありました。

今回の質問であります。前回答弁の隣市、例えばかほ市でございます。積算根拠の参考、地域の声を聞く等、改善策は、これは生かされたのか。また、総合支所との協議はなかったと聞いておりますが、これはなぜか。

2つ目は、一般市民の合併浄化槽の管理契約が市との管理契約の料金に多大な差があります。これは驚くほどの差であります。一般家庭ですと8人層ぐらいで5万円ぐらいでございますけれども、今回、市で契約している何件かを見させてもらいましたけれども、大体200人層で4万円かそこらでございます。これはだれが見ても不思議でござい

ます。こういうものの行政との金額の開きに対しては、どう考えているか伺いたいと思います。

次に、市長のマニフェストの進捗状況を伺います。

「人一倍の郷土愛　しなやかな思考　卓越した行動力の人」をキャッチフレーズに柳田市政が誕生してから、早いもので4年目、仕上げの年に入っております。市長は、「4歳児は自分で考えながら行動し、おぼつかなくても行き先を決め、一人で歩みを前に進める」と申しております。私にしてみればわけのわからないことを言っているのかなと思っておりますが、しかし、この4歳児は、私の目から見ればただ者ではありません。童顔もしていますが、双肩には負債という重い荷を背負い誕生しました。決して喜ばれて誕生した子供ではありません。誕生してからも、合併特例債、過疎債など、率がよいとか使わなければ損のように次々と背負い続け、ことしは公債費負担適正化計画という、4歳児にしては難しい宿題を出されました。

12月定例議会で某議員に「財政運営の失敗を認めないか」とただされております。私は、財政運営の大失敗だと思います。どこからも合併してよかったという声は聞こえておりません。

たしか一時期でありましたけれども、サービスは高い方へ、負担は低い方へ、響きのよい言葉があったような気がします。市長は、「今、苦しくてもあきらめなければ失敗ではない」と言うが、信念と現実は違います。潔さというものも大切です。

さて、市長は公約として、「誕生したばかりの由利本荘市は混乱なくスタートを切らなければなりません。合併協議会をまとめ、即戦力として8つの地域一体の市政を行い、躍進のルールを敷きます」と約束しております。躍進の由利本荘市をつくる8つの施策を市民に約束しました。

その1つ目は、新市の一体化と自主のまちづくりを進め、強い自治体にします。

2つ目は、農業の競争力を高め、総合産業にします。

3つ目は、商工業に活力を生み、新規創業を支援し、雇用をつくり出す。

4つ目は、観光振興を進めます。

5つ目は、子育て支援と福祉を高め、男女共同参画社会を築きます。

6つ目は、郷土愛に満ち、進取の精神と確かな学力をはぐくむ教育を推進します。

7つ目は、交通体制を早く整備し、情報通信を享受する地にします。

8つ目は、平和で安全・安心の地域づくりをします。

これは間違うといけませんので、市長のリーフレットそのままに書いてきました。この約束の進捗状況はどうなっているか伺いたいと思います。

続きまして、市・町合併時の調印項目の履行について伺います。

合併時、合併において確認された項目、合併後に調整が必要な課題等を確認して合併協定書を策定しました。当然、協定項目は履行すべきものと考えております。次の3点について伺いたいと思います。

1つ目は、合併協定書「事務組織及び機構の取り扱い」の協議で、1市7町の現庁舎を総合支所とする。なお、既存の支所及び出張所は存続する。総合支所は、地域住民の利便性を図りつつ、地域不安を取り除くために地域振興やコミュニティー活動などの地域密着型機能を有し、地域課題に迅速かつ的確な対応が必要である。そのためにも、総

合支所には、予算要求・調整・即決・完結などの機能を持たせ、毎年度、予算の一定枠を総合支所に確保し、合併による住民不安の解消を図り、可能な限り総合支所において完結するため、総合支所長に即決権限を持たせるとあります。この履行を守っていただきたい、これはどうなっているのか。

次に、合併協定書「建設関係事業」除雪体制について伺います。除雪体制は市に引き継ぎ、新市において地域の実情に合った除雪計画を策定し、充実に努める、これは積雪というより春先の除雪について不十分で私は問題があると思います。さきの地域協議会においても苦情が出されました。地域の実情に合った除雪体制を履行していただきたい。

3つ目は、合併協定書「地域審議会及び地域自治区の取り扱い」の協議で地域協議会が設置されました。由利本荘市地域自治区の設置等に関する条例で、第8条3項、重要事項については、地域協議会の意見を聞かなければならないとあり、公の施設についてもこの事項が入っております。

昨年の出張所・スキー場の突然の廃止の提案、また、保育所等各施設の指定管理者への移行等があります。こういうものは計画段階から地域協議会の意見を聞くべきでないか。条例にある地域協議会の機能を守ることも協定書の履行につながると思うが、どう考えているか。

次に、市の議会対応について伺います。

私は、議会は住民を代表する公選の議員をもって構成される由利本荘市の意思決定機関であると思っております。このことから明らかなように、由利本荘市長は、議会の議決を経た上でもろもろの事務を執行することとされ、独断専行を許さない建前が取られております。それは同時に、議会の地位の重要性を示すものであり、議会がいかに市民の福祉を考え、市民の立場に立って判断しなければならないかを教えていると思います。

議会の使命は、第1は、由利本荘市の具体的政策を最終的に決定することであり、その第2は、議会が決定した政策がすべて適法・適正に、しかも公平・効率的に、そして民主的にされているかを批判し、監視することだと考えております。また、これらの批判と監視は、非難でもなければ批評でもありません。あくまでも住民全体の立場に立っての監視であります。

しかしながら由利本荘市では、いろいろな情報が議会に報告されず、往々にして新聞報道で知ることがたびたびあります。幾ら審議しようとしても、情報・報告がなければ質問のしようもありません。誠意ある対応を望むものであります。次の質問にはどのように考えているかお尋ねします。

1つ目は、予算・決算の説明欄への詳細な記載はできないものか。

2つ目は、市長の提案した議案の私たち議案説明を聞いておりますけれども、できましたら、その資料を配付できないものか。

3つ目は、一般質問への一問一答はどう考えているか。

4つ目は、一般質問者が質問を終わりました降壇の際、市長の答弁書の配付はできないか。

以上でございます。

次に、教育施設の耐震対策について伺います。

中国の四川大地震で校舎倒壊による児童の犠牲者が相次いだことにより、全国の公立

小中学校の施設の耐震事業を促進させるため、国庫補助率を引き上げる地震防災対策特別措置法改正案が、11日、可決成立いたしました。改正によると、補強事業の補助率を現在の2分の1から3分の2に引き上げる。改築事業の場合も補助率を3分の1から2分の1に引き上げる。また、市町村に耐震診断の実施と結果の公表を義務づけるものがあります。当市の耐震対策について次のことをお尋ねします。

1. 学校等教育施設の耐震調査結果はどうなっているか。

2つ目は、今後の対応はどうなっているかでございます。

最後でありますけれども、複式学級の解消支援について伺います。

このたび、直根小学校に勉強に行ってみりました。1年生8人、2年生6人、3年生5人、2年生と3年生は複式学級です。4年生6人、5年生8人、これも4年生と5年生は複式学級であります。6年生13人、全校児童46名、元気に勉強しておりました。

昨年度は、教育委員会の配慮で週1回、学校教育相談員を配置していただき、複式学級解消に協力をいただき、大変ありがたかったと話しております。その際、市長・教育長にお礼の言葉を言ってもらいたいということで、頼まれてまいりました。大変ありがとうございました。ことしは昨年以上の支援をお願いしますということでございました。

過去にも複式学級を抱えていた学校はたくさんありましたが、当時の複式と今は時代が異なり、学力の向上が叫ばれ、実績として結果が求められております。何とかして子供たちの学力を上げようと、できるだけ複式授業を解消するように取り組んでおりました。昨年度からは、校長も教頭も授業を担当しておりましたが、今年度からは、さらに2名の教職員が減り、大変忙しい状態が続いておるようです。

このような状況を解消するためにも、何とか複式学級の解消支援について特段のお願いを申し上げますので、その点はどうか考えているかお願いします。

なお、今年度は直根小学校においては地域とのかかわりを持つということで、地域と合同の運動会を計画しておりました。子供たちも元気に楽しみにしておりました。市長も教育長もぜひ参加して、地域の生の声を聞いてはいかがでしょうか。

以上で私の質問を終わります。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 佐藤議員のご質問にお答えします。

初めに、1の職員の給与是正についてであります。給与の是正については、厳しい財政状況ではありますが、平成19年4月1日に一斉に実施したところであり、基本的にはこれにより格差是正が図られたものと認識しております。

是正の方法については、各年齢ごとに設定した給与モデルにおける一定の水準以下にある職員について、それぞれ勤続年数や学歴等を勘案した上で一定の範囲で昇給を行い、格差の解消を図ったものであり、今後は必要に応じて昇格等で対応してまいりたいと考えております。

また、ラスパイレス指数は、ご承知のとおり、国家公務員行政職俸給月額を100とした場合の地方公務員一般行政職の給与水準を示すものであり、本市の平成19年4月1日時点のラスパイレス指数は93.2で、平成18年度の92.2から1ポイント上がっておりますが、これは給与是正が主な要因であります。

合併前の旧市・町職員ごとに平成19年度ラスパイレス指数を比較してみると、確かに一律ではありませんが、これはあくまでも給与水準を比較する手法の一つの指標であり、職員構成の偏在等さまざまな要因により変動することが考えられ、一概に比較できない場合があります。

したがって、ラスパイレス指数の高い、低いを判断材料として、単純に同指数のバランスを取ることで給与是正が図れるものではないと考えますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、2番の臨時・嘱託職員の取り扱いについてであります。

このうち、教育委員会に係るものについては後ほど教育長から答弁させますが、最初に改正した臨時・嘱託職員に係る規程についてお答えします。

嘱託職員や臨時的雇用職員については、1年を超える継続雇用や、違法性を指摘されている手当の支給の解消を図るべく、これまで市職員労働組合と協議を進めてまいりましたが、先ごろ一定の部分で合意に達したことで、ほとんどの職員の改善が図られております。

これを受けて、これまで旧市・町時代の規程や規則等をもとに各総合支所ごとに運用されていた臨時・嘱託職員の管理や処遇にかかわる規定を統一するため、由利本荘市臨時的雇用職員雇用管理規程並びに由利本荘市嘱託職員取扱規程を改正するとともに、他の規程等を廃止したものであり、いずれもことし4月1日を施行日としております。

改正内容は、両規程において、さきの3月定例会で可決いただいた通勤手当の支給について規定したほか、臨時職員にかかわる規定においては、1年を超える継続雇用を防止するための規定が加えられております。

次に、臨時・嘱託職員の賃金についてであります。地域間の給与格差については、合併前の市や各町の取り扱いの違いによるものであります。それぞれの地域事情や財政事情から一斉に統一することは困難であります。

しかしながら、このたびの勤務条件等の統一が図られたことを第一歩に、さらなる公平性の確保からも、今後、賃金格差の解消について鋭意検討してまいります。

また、職種によっては低賃金のため新規雇用の確保に難儀しているものもあることから、民間の同職種を参考としながら、当面は全職種について適正な賃金額について検討するとともに、その是正に努めてまいります。

次に、3の一般廃棄物処理料金改定についてであります。し尿及び浄化槽汚泥のくみ取り料金については、平成18年11月から3年をめぐり段階的に料金の統一化を図り、価格差を解消しようとしたもので、本年4月1日からは、処理施設の使用料及び消費税を含め1,900円となったところであります。

ご発言のように、昨年3月定例議会におけるご質問に対し、「社会経済情勢などを見きわめながら、今後の協議に反映してまいりたい」と申し上げたところでありますが、最近の原油高により、燃料費を初め各種消耗品類の価格上昇が見られるなど厳しい経済状況の中で、市民の負担がこれ以上増すことのないよう、当初計画に従った料金により業務を行うことを業界にお願いしているところであります。

各総合支所との協議については、それぞれの地域の業務状況などに関する情報交換や、業界などの協議内容について情報提供を行ってまいりました。

今後、会議等を開催する場合は、各総合支所担当者の出席も含め、密接に連携して協議を継続してまいります。

また、合併処理浄化槽等の維持管理に係る一般市民の契約額と、市の施設に係る契約額の比較についてであります。市の施設については、規則に基づき適正に入札行為が執行された結果であると、とらえております。

しかし、くみ取り料金については公共的料金の性格を有し、条例に規定はないものの統一した料金設定を行っている中で、今後は入札等を行っている合併浄化槽等の保守点検委託料から、汚泥のくみ取り料金部分を除外するなど検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、4番の市長のマニフェストの進捗状況についてであります。平成17年3月22日の由利本荘市誕生を経て、私は同年4月17日、市民の厳正な審判により由利本荘市初代市長の職を担わせていただいております。その選挙において、私は公約として躍動の由利本荘市をつくる8つの政策を掲げて、市民の皆様からご理解を得、以来その公約に基づき新市の市政運営に全身全霊を傾けて今日に至っております。

これら8つの柱についてであります。合併理念の一つである「地域が一つに結び合う一体感を生むこと」が、緊張かつ重要課題であることから、いち早く市歌と市の花・木・鳥、市民憲章を制定して、市民がみずからの手でつくる明るく住みよいまちづくりを推進するための市民共通の指標を掲げており、また、市民の視点に立った行財政改革を推進し、市の組織機構と、それに基づく職員の配置及び施設の設置と運営のあり方等について見直しを進め、簡素で効率的な機動力のある自治体の確立を進めております。

地域間競争に打ち勝つ強い自治体の確立のため、農業につきましては、担い手の育成支援を重点的に進め、特に、秋田由利牛のブランドを確立し、さらに稲作は、土づくり実証米の生産拡大により由利本荘米のブランドの確立を進めたほか、畑作については、鳥海りんどうに代表される地域品目の育成と生産振興を図り、アグリビジネスを促進しております。

一方、商工業につきましては、長年の懸案であった誘致企業として本荘工業団地にTDK-MCCの大工場が1棟完成しましたが、将来的にはさらに増棟され、マザー工場として、9万市民の雇用拡大及び定住促進に大きく貢献するものと考えております。

さらに、これに呼応するように、既存の企業群も新たな航空機産業への参画実現と産学連携による自己改革が進められ、活力あるミニシリコンバレーへの実現に着々と向かっております。

観光振興につきましては、由利本荘市観光振興計画を策定し、鳥海山を初めとした山・川・海の恵まれた自然と共生した魅力ある余暇空間を創出しつつ、多様な観光ニーズに対応してきております。

安心して子供を産み育てることができる子育ての環境整備につきましては、保育料の軽減、就学前児童の医療費と小中学生児童生徒の入院医療費の無料化、子育て支援金の支給等を実施してきており、また、ファミリーサポートセンターの強化や保育サービスの多様化を推進するとともに、関係機関と全市民が一体となって児童の健全育成に取り組んできております。

地域の未来を担う子供たちの教育につきましては、その先に私たちの日常生活とまち

づくりがあるという認識のもと、厳しい財政状況ではありますが、現在、小・中3校の改築を進めており、また、平成19年4月に実施されました全国学力・学習状況調査で、県内小中学校児童生徒の成績は、小学校では4科目すべて全国第1位、中学校でも全国トップクラスの成績でありましたが、本市小中学生児童生徒は県内でもトップクラスであり、確かな学力を身につけた子供たちが育ってきております。

交通体系につきましては、関係各位のご理解とご協力により、地域住民が待ちに待った日沿道岩城IC - 仁賀保間が平成19年9月開通となり、本市も全域で高速交通の恩恵に浴することができるようになりました。

県内一広い市として、情報の共有化はどうあればよいかという観点から、合併協定の協議を踏まえて順次ケーブルテレビ網を整備拡大しており、また、近年の情報通信技術の進展と情報化社会の中にあって、地域イントラネット事業や携帯電話エリア拡大事業を実施しており、市の一体感を醸成するインフラとなるものと確信いたしております。

一方、民生安定のための重要課題である地域防災につきましては、いち早く地域防災計画を策定し、災害発生時には対策本部などを的確に設置し、災害を最小限にとどめるべく努めてまいりました。

こうしたことを総合的に判断しますと、市民初め関係各位のご理解、ご協力により、私はみずからの公約にお示しいたしました施策内容については、その実行について十分実施できたものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、5番の市町合併時の調印項目の履行についてお答えします。

最初に、ご質問の1点目である総合支所の役割分担についてありますが、総合支所は市民に最も身近な行政機関であります。市政の運営は、地域住民の意向の把握が出発点であり、総合支所は、行政情報を伝え、住民の声を聞き、地域の状況を把握する機能を有しており、地域ニーズに迅速かつ的確に対応できる体制を基本としております。

そのため、市としましては、施設等の維持管理に即応できるよう予算措置もしているところであり、しかし財政状況も厳しいことから、今後の総合支所のあり方については、機能を十分生かせるように知恵を絞りながら、住民サービスの低下を招かないよう対応してまいりたいと存じます。

次に、2点目の除雪体制についてであります。地域の除雪については、合併協議会においても議論をいただいたことから、地域の実情に応じた除雪計画を策定し、その充実に努めると確認いたしております。

このことを踏まえ、除雪については十分に意を注いでまいりましたが、不十分な事態が生じた場合は、総合支所に申し出くだされば素早く対応してまいります。

3点目の地域協議会についてであります。合併して4年目を迎えようとしている中、市の将来を考えた施設のあり方の検討から、今回はスキー場と出張所の件をご相談申し上げたところであります。

出張所については、一律にご検討をお願いしたところでありますが、距離的に考えて、どうしても必要な出張所については、当分の間、存続しなければならないという住民の意向を尊重したいと考えております。

また、スキー場については、利用者離れが進んでいる現状から、将来どのようにしたらよいのか、皆様方と議論していかなければならないと考えておりますので、ご理解く

ださるよう願います。

次に、6番の市の議会对応についてお答えします。

本市の予算書様式につきましては、歳入歳出予算における款項の区分及び歳出予算にかかわる節の区分については、地方自治法施行規則第15条に定める別記のとおりとしたところであります。

説明欄については特に標準的な定めがないこともあり、秋田市、能代市、横手市など県内各市の予算書を参考にしながら、予算書のページ数や表記についても限界があることから総合的に判断し、各款項目の事業費別の表記としてきたところであります。

しかしながら、合併当初から理解しにくいとのご指摘を受け、これまで需用費の内訳の表示、各課からの説明資料の提出等により改善を図ってきたところではありますが、今後さらに現予算システムでの調整可能な表記について研究し、改善を図ってまいりたいと存じます。

なお、一般質問の一問一答方式等についてのご質問であります。各議員の質問事項が重複する場合や質問内容が多種多様であり、一問一答方式では答弁が困難な場合も想定されることから、一括して総合的な考え方をお答えしているのが現状でありますので、ご理解をお願いいたします。

7番の教育施設の耐震対策と8番の複式学級解消については、教育長からお答えいたします。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

【教育長 佐々田亨三君 登壇】

教育長（佐々田亨三君） 佐藤譲司議員の教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

最初に、2、臨時・嘱託職員の取り扱いについてであります。本年度から教育委員会が実施している学力を高めるトライアングルプラン事業は、小中学校、図書館、教育研究所などの教育機関三者が相互に協力・連携しながら、地域の将来を担う子供たちの学力向上を図ろうとするものであり、そのベースとなるのが読書活動の推進であります。

この読書活動を支え、子供たちの国語力や読解力など、基礎学力の向上に本荘図書館が果たす役割は、ますます重要となっております。

このため、図書館機能の拡充を図るとともに、図書館長には本の選定や文献の紹介・提供などのレファレンスサービスの充実のほかに、課題の把握や情報収集、さらには子供や親を対象にしたセミナー開催など、読書活動の推進に向けた幅広い知識や専門性が求められております。

年度当初からの配置を予定しておりましたが、選任等に時間を要したことから、本年5月に専任の図書館長を委嘱したものであり、期間は来年3月までで、その後は1年ごとの更新となっております。

また、賃金等の経費については、本年度一般会計の当初予算において図書館費に予算措置をしているところでございます。なお、賃金は月額17万5,000円と通勤手当2,000円になっており、勤務時間は1日6時間で、月曜日から金曜日までの週5日を基本としております。

いずれにいたしましても、昨年 of 全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、トライ

アングルプラン事業が目指す、読む力・書く力・解く力の向上の基礎となる、新聞の読み方や記事構成、書き方、読書方法等の講座開催などについても、専門的な見地からこたえていただけるものと考えて委嘱したところでありますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、7、教育施設の耐震対策はについてであります。ご承知のとおり、本市には幼稚園1園、小学校が21校、中学校が11校ありますが、昭和56年以前に建築された旧耐震基準の小学校は11校、中学校は5校あります。

現在改築中の西目小学校、本荘南中学校及び矢島中学校の3校を除いた13校については耐震化が必要であります。平成17年度には、耐震補強等耐震対策の必要度合いを調べる耐震化優先度調査を実施済みであります。

学校施設は、地震発生時において児童生徒の安全を守ることはもとより地域住民の緊急避難場所となりますので、学校施設の耐震補強は重要であると認識しております。

国でも、このたびの中国四川大地震の被害を踏まえ、改正地震防災対策特別措置法を成立させ、補助率の引き上げなどをしており、今後、国・県の動向も見きわめながら、緊急性の高い学校から耐震診断等を計画的に行い、耐震対策を図ってまいりたいと存じます。

また、学校以外の社会教育施設、社会体育施設等につきましては、多くの方々を利用しておりますので、今後、耐震対策が必要な場合は、国の補助制度等を利用しながら対策を講じてまいりたいと思っております。

次に、8、複式学級解消支援についてであります。義務教育における複式学級につきましては、小中学校学級編制基準に基づいて編制されており、特に支援を要する小学校1年生を含む1、2年の複式の場合は8人までを、2年生以上の複式の場合は16人までを1学級とすることと定めております。

近年の児童生徒数の減少により、本市においては複式学級のある学校が増加してきております。平成18年度、複式学級のある学校は2校でしたが、そのうちの1校は今年度から2つの複式学級を持っております。来年度には、1校ふえて3校になる見込みであります。

複式学級では、1人の教師が2つの学年を指導しますが、児童一人一人にとっては教師とのかかわりが密になり、どちらかといえば学び方を初めとするきめ細かな指導をすることが可能ではありますが、その反面、教師の教材準備の時間が少ないことや、子供にとっても集団生活の中で磨き合ったり競い合ったりする時間の少なさが懸念されております。

複式学級の解消に関しましては、国の基準や財政上のさまざまな制約等もあり、講師を配置するにはなかなか困難な状況であります。このことから、学校内の全職員の協力体制のもと、校長等の管理職も加わり、日々の授業に対する支援を充実させております。

また、今年度から算数・数学を専門とする教育専門監の配置も加え、より一層の支援を図っております。

さらには、市教育研究所の学校教育指導員が、現在の複式学級のある2校にそれぞれ週1回ずつの学校訪問をして、学校や子供を支援しております。

今後、児童生徒とのかかわりを深く持って、学習意欲や学習内容に十分にこたえて

いくことができるように努力するとともに、指導主事も支援ができるように工夫してまいります。

また、退職校長OB教員等で組織されている学校教育活動支援人材バンクに派遣要請して、複式学級を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 21番佐藤譲司君、再質問ありませんか。21番佐藤譲司君。

21番（佐藤譲司君） 最初に、臨時・嘱託職員のあり方についてでありますけれども、同じ職種でありながら地域間格差があって、その解消をしたいと言いますけれども、いつごろのめど、そういうものがわかりましたらお知らせ願えれば、いつもこういう質問をするたびに「検討する」とか「研究する」とかで今までは濁されてまいりましたけれども、できましたらそういう期間がわかりましたらひとつ詳しくお願いしたいと思いません。

それから市の議会对応でございますけれども、1つ目の決算・予算の説明書欄への記載、これは確かに法的には目・節は記載しなくてもいいというふうにはなっておりますけれども、私は書くことによって予算書と決算書を見比べた状態で少し違ふとかいろいろ疑問を解消するためにも、私はもう少し詳しく書いてもらいたいということを話したわけでございます。

今の質問は初めてではありませんけれども、私たち会派も合併時に宮城県の登米市に議会の研修に行っていました。登米市も、ここと同じようにたくさん町の合併してでき上がった市であります。そこではどういうふうにしておるかと言いますけれども、予算書とは別に、また明細の別冊をつくって、それを議員に配付して、詳しくそれを見れば一目で予算の内容がわかるような方法を取っていました。こういうふうに予算が大きくなると、なかなかわかりづらいのが普通でございます。この前の建設の償還金、それからいろいろな部分においても明細が書かれておりますれば、決算のときにそれと突合ができますけれども、大ざっぱに何百万円とか何千円と書かれておれば突合のしようもありません。そういう面から、できる限り詳しくしてもらえればということでございました。

それから2番の市長の議案の説明書の配付と、一般質問者が降壇の際、市長の答弁書の配付できないかということでありましたけれども、これは答弁もらいませんけれども、もしできましたら、これしつこく聞くわけではありませんけれども、これはなぜかといいますと、やはり市長が読む説明書を筆記するのはなかなか難しいことでもあります。ということは、いろいろ質問するにしても、ものがあれば数字の間違いとか、そういうお互いのスムーズに物事が運ぶためにも、そのものを欲しいと言ったわけでありまして。ほかの町では、やはり活性化に努めている市・町では、そういうふうにして透明性を高めているようでありました。

それから一般質問者への市長の答弁書の件でもありますけれども、全員に配付というわけではございません。質問者に市長が答弁する際に、今回の答弁であってもいろいろな細かい数字、いろいろなことが出ております。しかしながら、また聞く段階でお互いに間違いのないようにするためにも、私は必要ではないかと思ってお話を聞いたわけでございます。

それから3番目の一般廃棄物の件ですけれども、いろいろございましたけれども、私が知りたいのは隣町の積算の根拠、それからまた、業者から積算の根拠をいただいたか、そういう部分をもう少し詳しく、そしてそれがどのように今の料金の改定の参考にしたかということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 佐藤議員の再質問にお答えしますが、臨時・嘱託職員のことにつきましては、先ほども申し上げましたように条件がいろいろと違っております。これは旧町の時代に、その町長さんなりさまざまな方々が採用。ですから、合併したとはいいいながら内容が非常に違うのが現状であります。それがために今、組合の方とさまざま話し合いを進めているところでありますが、まだ合意に至ってないところでありますので、めどはいつかというふうにお尋ねになられても、今はお答えできないというのが実態でありますので、ご理解ください。

それから議会対応についての、先ほど款項目の詳細なそうした表記ができないかということについては、これは改善すべきことはする、というふうなことでひとつご理解をいただきたいと思います。一目瞭然、なかなかこれは難しい話で、膨大なものを差し上げるとかえって面倒だから、そんなのいらぬという方もこれまでいらしゃった経緯もありますので、ほどほどということはどこまでがほどほどなのか、その辺が今後とも議会の皆さんとお話し合いをして、よりよい議会のスムーズな運営に努められるようなことを双方とも努力していかなきゃならないな、このように思います。

それから答弁書の話でございますが、配付していただけないかという話でございますが、私も今一生懸命になってお答えしておりますので、質問された方は一生懸命聞いていただいております、と思いますので、ひとつ聞き漏らさずをお願いしたいし、また、議事録の中にとっても立派によく書かれておりますので、議事録をごらんになればいいのではないかというふうに考えますので、別にあえてどうのこうのじゃなくて、そういうようなことでよろしくご理解賜りたいと思います。

廃棄物のことについては、担当部長からお答えいたします。

議長（井島市太郎君） 鷹島市民環境部長。

市民環境部長（鷹島恵一君） 廃棄物の再質問にお答えを申し上げます。

第1点は、隣町の積算の根拠の資料をいただいたかどうかということでございますが、これは現在はいただいてございません。当初、この3年間で料金を統一するといった際に、業者との協議の際に使用するという事で隣町からいただいているいろいろ項目を精査したという経緯がございますが、最近についてはいただいてはございません。

それから業者からの積算根拠ということでございますが、これはいただいてございません。平成19年3月の佐藤議員のご質問に、当時は1,900円という単価が、ちょうど燃料が若干下がっているような状況であったものですから、またそれを改定するに際しているいろいろ協議を申し上げるといったような答弁を申し上げております。その際に、最近の燃料の高騰がございましたので、平成20年の2月に業者の方から積算根拠をいただいてございます。結果としては、その1,900円を非常に相当程度上回る額ということで示されてございます。また、それ以降に再度燃料が高騰してございますので、ことしの6月

に再度この積算の根拠の提出をいただいて、今、私の方で検討いたしておるところでございます。

したがいまして、こういうふうな状況を勘案しながら今後の単価の積算に参考としてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 21番佐藤譲司君、再々質問ありませんか。21番佐藤譲司君。

21番（佐藤譲司君） 私は、この一般廃棄物の件に対して、この前の質問がありましたので、今回の質問のために若干、隣町に行きまして勉強してまいりました。なぜこのようなことを聞くかというと、隣市といえはにかほ市しかありませんけれども、あと秋田市とか。隣町は、隣市はどうしているかという質問でございました。まず1つ目は、にかほ市は1,400円でありました。それは、にかほ市3社だそうでございます。それから、1社は1,290円でありました。これは由利本荘市から行っている業者であります。にかほ市は、この料金改定についてどういうふうに考えておるかということも一緒に尋ねてまいりました。料金は市が許可を出しているんだけれども、いろいろな法的こともあり、一緒にやりますと独占禁止法に抵触する恐れがありますので、市としては一切関与しておりませんという答えでございました。ですから、各業者がばらばらに努力しまして、この料金を出しているということでございました。ただ、突然に上がったり何かしているときは、業者から積算の根拠として参考資料として求めていることはありますけれども、由利本荘市のようにはやっておりませんということで大変驚いておりました。

また、運搬の、由利本荘市に持ってくるわけでございますけれども、そちらの方の値段も一切上がっておらないので、何で1,900円ということ、他市のことでありますけれども大変驚いていた事実もございまして。ですから、にかほ市の方では、むしろ由利本荘市から来ている業者が合わなければ1,900円でなければいけないんだけれども、一番安く1,290円にしているんだけれどもということで、由利本荘市が調べた情報と私の情報では大変な開きがあったなという感じでございます。

これについてはいろいろ答弁はいりませんが、そういうこともありましたので、お知らせいたします。

終わります。

議長（井島市太郎君） 答弁求めないんですね。

21番（佐藤譲司君） しにくいと思うから。

議長（井島市太郎君） それでは、以上で、21番佐藤譲司君の一般質問を終了いたします。

この際、約10分間休憩いたします。

午前10時38分 休 憩

午前10時52分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。8番渡部功君の発言を許します。8番渡部功君。

【8番（渡部功君）登壇】

8番（渡部功君） ただいま議長より許可をいただきましたので、6月2日に通告して

おりました大綱4点につきまして質問してまいりたいと思います。

今の日本は大きな変革期を迎えているようであります。国内においても静かに、そして確実に民族移動が始まっているようであります。バブルの崩壊や地方分権、そして急激な行政改革の中で、一部の都市部では景気が戻り、今までに経験したことのない好景気が続く一方、不況から抜け出すことができない地方と、日本は勝ち組と負け組の二極に分かれ、格差がますます広まっているようであります。この狭い島国日本、世界一流の経済大国でありながら、それぞれの地域で安心して暮らすことのできない日本の現状を見たときに、国民は国の政治に対し信頼と期待を持つことができるでありましょうか。そして、同じ日本国民としての一体感を感じることもできるでありましょうか。

地方分権の時代、地方が知恵を出し努力していくことが大前提ではありますが、素朴な思いとして、程度の差はあれ、日本のどこにいても安心して暮らせる一体性を感じることもできる信頼の政治であり、政策であってほしいものであります。

そのような観点に立ち、我が由利本荘市はどうなのか、市民の期待にこたえ、信頼される政治になっているのか、大綱4点について伺ってまいりますので、市長の誠意ある率直なご答弁をお願いいたします。

まず、大綱1点目といたしまして、昨年も関連した質問をしてありますが、行政改革と市政の信頼確保について、5項目について伺います。

我が由利本荘市は1市7町の合併により、県内一広い市として誕生いたしました。私もそれぞれの地域訪ねてみましたが、本当に広いことを実感いたしました。この把握しきれないほどの広大な地に市民8万8,200人の方が、それぞれ違う環境の中で暮らしているわけではありますが、その市民一人一人がどのような感想を持ちながら市政を見ているのでありましょうか。

1番目といたしまして、広域な市の一体性についての基本的な考えについて伺ってまいります。

私は、市民にとっては、人の多いまち部に住んでいても周辺部や山間部に住んでいても市民が等しく大切に扱われていると感じていただける市政こそが、一体性を共有できる市政だと思っております。1市7町は、それまで特徴のある行政運営がなされてきたと思います。合併して4年目。「もう4年目」と言う人もおれば、「まだ4年目」と話す人もおります。急激な行政の変化に戸惑いを感じている市民も多くいらっしゃるのが事実であります。私は行政改革はあれもだめ、これもだめと切るのではなく、どう生かすかであると思っております。広く地域住民が何を望んでいるのか、ニーズとその優先順位を考え情報公開し、事務・事業の効率化を図り、その中で真のむだを省き、ロスのない行政運営をすべきと考えております。この広大な本市の中で、市民が共有できる一体性のある市政の基本的なあり方について、市長の考えを伺うものであります。

次に、2番目といたしまして、地域のイベント等に対する考え方について伺ってまいります。

それぞれの地域で多くのイベントが行われ、多くの方々の触れ合い場として、地域の活力としての役割を果たしております。それも時代とともに盛んになるものもあれば、縮小するものもあります。

先ごろ新聞を見ておりましたら、全県的に有名な旧河辺町のへそまつりが中止になる

とありました。秋田市と合併当初から3年後に補助金を見直すので自主的に開催できるようにと言われていたそうではありますが、実行委員の方のコメントに「この地域にとって、とっても大きな祭りで、地域を盛り上げるにはなくてはならないイベントであり、とても残念です。もし合併しなければ続いていたかもしれません」と話しておりました。その言葉になぜかむなしさを感じてしまいました。当たらないかもしれませんが、河辺のことを秋田の人が決めているような気がしたのであります。その一方で、藤里町ではことし新たに500万円の予算を計上し、地域活性化につながるイベントを企画・実施する団体に対し、100万円を上限に補助することのできることとなりました。地域活性化のために予算化したようではありますが、合併した町の考えと、しなかった町の考えがこう違うものかと感じたところでもあります。

本市では秋田市同様、イベント等に対し補助金の削減や廃止を打ち出しております。市長は定例議会で、一体性のあるイベント・事業には予算化していくが、地域限定のイベント等はカットするような考えを述べられております。私の思うには、旧市・町の地域で行われているイベント等は、そういう意味では地域限定に当たるわけで、補助対象にならないこととなります。それぞれのイベント行事等の内容について十分に吟味し、関係者と話し合い、市民の理解をいただきながら、一方的に判断することなく一体性の上に立った判断が必要だと思います。地域活性化に大きな役割を果たしている各地域のイベントの意義についてどう受けとめているのか、市長の考えを伺うものであります。

次に、3番目といたしまして、支所機能の充実と人事のあり方について伺います。

機能の高い支所とは、地域住民が多く訪れる支所だと私は思っています。今の社会はいろいろな制度が大きく変わってきています。市民にとってなかなか理解できないこともたくさんあると思いますが、そのとき市民の相談に乗り、不安を取り除いてくれるのも支所の大きな役割であります。行政改革の中でさまざまな権限が本庁に集中し、支所が判断できないことが多くなると、支所から市民の足が遠くなります。人事異動の実施の仕方ですいろいろな問題が発生します。市長は、人事異動は職員の能力を高めるためにも大切なことであると話されておりますが、私もまったくそのとおりだと思います。適材適所を心がけながら、時には大抜擢も大いに結構だと思います。その中でも最も大切なのは、同僚職員のうなずける人事をするということではないでしょうか。そのことが、その後の職場のチームワークを高め、仕事の能率を高めるからであります。きょうの質問は人事のことではありますが、少々違う内容であります。

市民の方からこんな話がありました。「この間、支所に行ったら、知らねえ人ばかりで、ほかの支所さ来たかと思ったじゃ」、こういうような話でありました。用事のあった課に行ったときの話だと思いますが、確かに地域の事情を把握している課の上層部がすっかり変わり、市民が戸惑った話も伺いますし、そのような人事異動があるようであります。市の都合だけでなく、市民が親しみを感じ、多くの方々が訪れてくれる信頼のある支所のあり方と人事異動のあり方について、市長の考えを伺うものであります。

次に、4番目といたしまして、実施事業の説明のあり方について伺います。

合併して4年目に入ったわけではありますが、当初、合併協議会で合意のもとに計画されました制度や事業も、行政を取り巻く環境の大きな変化で計画どおりに進めることが困難になってきていることは、市民の多くの方はある程度理解していただいているもの

と思います。しかし、問題は、廃止や変更する内容について情報や説明がなかったり、唐突だったり、多くの市民が戸惑う場面や私どもも理解できない進め方がありました。内容によっては十分な時間をかけ議会にも相談をし、場合によっては対象地域への説明会を開くなど、手順を踏んだ進め方をすべきと思います。市民や市議会に対する説明のあり方について、市長の考えを伺うものであります。

次に、5番目といたしまして、指定管理施設運営への民間活力の導入について伺います。

本市においても指定管理施設や第三セクター等は、直接的には行政から手が離れ運営されているようであり、それぞれ受けた団体が民間的発想で運営に携わっていることと思いますが、いずれにいたしましても、最終的には行政が一番の責任者としていろいろな判断をしなければならないようであり、第三セクター等では、市が筆頭株主ということもあり、代表者を送り出しているのが現状であります。

今、行政運営の中のさまざまなところに民間的発想が取り入れられるようになり、責任の明確化や効率的な運営が求められてきております。第三セクターなどの経営は、行政の立場にある人が代表を務めるのではなく、民間から経営者を募集するとか、もっと民間の発想が発揮できるようにすべきと思いますが、市長の考えを伺うものであります。

次に、大綱2点目といたしまして、産業の振興について伺います。

今の地方の現状は、少子高齢化、人口の減少、それに厳しい財政状況の中にあります。平成の大合併も地方分権も、直ちにこれらの問題を解決するにはつながらないようであります。

去年のデータではありますが、団塊の世代の子供たちのうち、男性は5割、女性は3割の方が結婚していないようであります。その方々は結婚をしたくないのではありません。不運なことに、この世代はバブルの崩壊による不景気に直面し、雇用が少なく、フリーターやニートなどの条件が悪く、不安定な労働環境で結婚に踏み切ることができなかった世代であります。少子高齢化や若者の都市への流出の問題を解決するためには、地元企業の育成や企業誘致による質の高い雇用の場を確保していくことが何よりも大切であると思います。

その観点に立ち、1番目の質問といたしまして、企業の誘致対策について伺います。

本市でも県の本荘工業団地にTDK-MCCを誘致できたことは、大変うれしく思っているところであります。間もなく操業開始になるようでありますが、今後、生産が計画どおりに進み、ますます発展されますことと、一人でも多くの雇用が確保されますようお願いするものであります。

工学博士でTDK取締役の経歴を持つ、ビジネスデザイン研究所代表の高橋氏によると、スポーツに限らず、ビジネスにおいてもチャンスをもにするにはスピードとタイミングが必要である。企業誘致活動は、その地域の強みや得意技を前面に何ができるか明示することが重要である。「お願いします」、「頑張ります」では、目的や誠意が伝わらない。企業誘致や受注獲得には、豊富な人材、地の利、知的集積度、周辺産業集積度などを含めた将来構想の提示と話しております。地域住民挙げての熱意などがビジネスチャンスの要件であるとも話しております。

県内の各市の取り組みを見てみますと、湯沢市は今年度からアドバイザー制度を創設

いたしました。企業誘致や創業支援の相談役に取り組む高橋さんは、大手建設会社に27年間勤務した後、文部科学省派遣の産学官連携コーディネーターとして、4年間、秋田大学地域共同センターで勤務し、ことしから湯沢市のアドバイザーとして企業訪問や誘致に関する情報収集、大学との連携支援のほか、創業相談に当たるようであります。

このほか、能代・秋田・男鹿・大仙・横手の5市でも、今年度の機構改革で専門部署を新設し、横手市では官民で自動車産業の集積を進める計画であります。トヨタ自動車の関連工場がある岩手県金ヶ崎町まで近いことや、関連技術を持つ地元企業が多い点などをアピールしたい考えで、専任職員3人が愛知県や首都圏の企業を訪問するようであります。秋田市の担当部長は「誘致にはニーズに応じた対応が不可欠。企業の決断は早まっており、行政側もスピードが大事だ」と述べております。北秋田市では2005年に企業誘致推進室を設置し、昨年1社を誘致いたしました。誘致できた大きな要因として、「体制が整い、誘致に専念できたことが大きい」と話しております。本市でも企業誘致課はありますが、現在、課長初め4人全員が兼務の体制となっております。このような状態では、成果の上がる誘致活動ができるとは思えません。企業誘致も全国の自治体との競争であります、競争に勝ち、1つでも誘致できる体制をつくるために、企業誘致課に専任職員を配置し、機能を強化すべきと思います。企業訪問も、ただ数歩けばよいわけではないと思います。まずは本市出身の事業主や企業で活躍している方、識者や各界で活躍している方々のリストをつくり、コンタクトを取るなどし、情報を収集したり、流すことが必要だと思います。行政幹部のトップセールスも大きな効果をもたらします。今、全国で一番効果を出しているのは、宮崎県の東国原知事ではないかと思います。知事の頑張りが県民の頑張りにつながり、そして、全国にいる宮崎県出身者がふるさと応援隊となっております。宮崎産の商品には知事の似顔絵をつけ、宮崎県を一生懸命売り込もうとしております。トップが一生懸命になると周りも真剣になります。相手も熱意を強く感じることをと思います。専任職員の配置や関係者のリストの作成、トップセールスは企業誘致に大きな効果があると思いますが、市長の考えを伺うものであります。

2番目といたしまして、地元企業の育成強化についてであります。

日ごろ我々が目にすることがなくても、この地域には高い技術の産業があるようであります。眠っている産業がないか、足元を掘り起こし、地元にある技術が新しい産業につながっていかないと見直していくことも大切であります。企業誘致活動においても、誘致まで行かなくても地元企業への受注の確保や、地元企業同士の取引を活発化させるための対策等をどのように考えているのか。また、地元企業でも航空関連産業など新しい分野の参入が見られますが、新規部門への固定資産税の一定期間の免除を初めさまざまな支援策が考えられると思いますが、今後どのような支援策を考えているのか、市長の考えをお伺いいたします。

3番目といたしまして、本荘市内における土地区画整理事業完了後の地元商店街の活性化について伺います。

私は、整理事業により市街地の交流が活発化し、商店がにぎわうものと考えておりました。しかし、本荘駅前地区の方からこんな話を伺いました。「当時、工事をしている間はあっちこっち車をとめることができ、まあまあお客さんも入りましたが、完成し駐車禁止になったら、お客さんが減ってしまった」というのであります。これでは何のた

めの整理事業かわかりません。私も日ごろ思っていることではありますが、例えば大町でお茶を買おうかと思うわけではありますが、パトカーが気になり、車をとめることができません。そのような思いをした人はたくさんいると思います。今後完成予定の中央地区における道路の構造がどうなっているのかよくわかりませんが、商店がすべて駐車場を確保することも難しいわけですので、短時間の商店前の路上駐車を可能にすることで市民も安心して商店を利用しやすくなり、商店が活性化するのではないかと考えられますが、整理後の商店の活性化について、市長の考えを伺うものであります。

次に、大綱3点目といたしまして、農業振興策について伺います。

今、穀物の国際価格は高騰し続けております。トウモロコシなどを原料とし、主に自動車用燃料に使われるエタノールなどの需要拡大や、世界的異常気象による不作、中国などの食生活の変化などが影響しているようであります。

シカゴ商品取引を見ますと、この1年半で大豆は2.5倍、小麦は2.4倍、トウモロコシは2.6倍にはね上がっております。米までも連鎖反応を起こしているのも事実であります。この状況は長期化するとみられております。このような世界の食糧事情の中で、日本の農業は、地域農業はどのように変化していくのでありましょうか。

1番目といたしまして、所得安定対策について伺ってまいりたいと思います。

19年度から始まりました品目横断的経営安定対策は、集落営農組織や認定農業者などの一部の担い手に集中したことや、政策そのものがわかりにくく、恩恵が感じられないなど対策の不備があり、多くの農家に受け入れられなかったようであります。生産調整につきましても国が手を引き、生産団体が実務を行うことになったわけではありますが、米余り的情勢から生産者売り渡し価格が下がるなど、厳しい農業経営を強いられています。生産者米価が下がっても消費者米価はそのまま、その差額は中間にいる卸や小売りが受けとったわけであります。市場原理が働かず、損をしたのは農家と消費者のようであります。この事実を見ても、日本には農政がないと感じざるを得ません。その後、国が34万トン緊急に買い入れし、全農が10万トンえさ用に買い入れるなど、価格は戻りましたが、しかし、ここに来て備蓄米を放出すると表明した途端に価格が大幅に下落いたしました。所得安定対策に変えたはずなのに不安定な状況をつくっているのであります。世界の食糧不足の状況を見て作付をふやした方がよいとの閣僚の話もありましたが、生産調整の確実な実施による生産者米価の安定確保による農業経営の健全化を図る所得安定対策になるよう国に強く要請すべきと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

2番目といたしまして、集落営農経営の健全化対策について伺います。

本市でも100の集落営農組織が誕生いたし、本格的な営農に入ってきました。1年間取り組んだ成果をさきの発表会で伺いました。大変な苦勞もあったと思いますが、地域の特徴を生かしながら、会員の方々の協力のもと頑張って成果を出しているようでよかったなと思っております。組織によってさまざまな取り組みをし、いろいろな経営方針を持っていると思いますが、今後の安定した所得を得るためには複合化の作物の導入による経営の改善が大きなテーマとなると思います。先進事例を参考にしながら、それぞれの組織と一緒に検討していく必要があります。余剰労働力を最大限に活用しながら所得に結びつけていくことが集落営農経営の健全化につながるとは思います。その対策について市長の考えをお伺いいたします。

3番目といたしまして、耕畜連携によるWCS・飼料米等の生産拡大と水田機能の維持についてお伺いいたします。

今、耕畜連携事業の中で、稲発酵飼料 - WCSや飼料米生産に関心を持つ人がふえております。実際に取り組む農家も出てきています。この事業の最大の利点は、既存の稲栽培の技術と農業機械を活用できることでもあります。新たな投資がなくて済むことで、WCSにおいても収穫作業を畜産農家や作業受託組織に委託するなど、さまざまな取り組みが可能と思われます。今日の世界の食糧の高騰や危機的状況が長期化すると、近い将来、米の増産の可能性が高まると思います。そのときすぐ栽培できるように水田機能を維持するためにも、WCSや飼料米の栽培面積を拡大し、水田機能を維持すべきと思いますが、その可能性と課題についてお伺いいたします。

4番目といたしまして、飼料高騰時代の産地育成についてお伺いいたします。

さきに述べましたようにシカゴの商品取引所における飼料用トウモロコシは、1年半前に比べて2.6倍も値上がりいたしました。史上高値を更新しているわけではありますが、バイオの燃料化や各地の干ばつ、投機マネーの流入など高騰の長期化が懸念されております。

このような海外の影響を少しでもやわらげるためにも、地域で生産できるものは地域で賄うべきであります。幸い、本市では鳥海山ろくに広大な草地を所有しております。大分荒廃した土地も見られますが、改良を加え、コントラクター事業を強化し、農家に対し1円でも安い粗飼料を供給することと、市営放牧場の拡大や機能をアップを図って、生産コストの削減や多頭飼育農家の要望にこたえていくことが、産地間競争に勝てる産地育成につながるものと思います。それが行政の役割と思われるが、市長の考えをお伺いいたします。

5番目といたしまして、繁殖素牛の増頭対策について伺います。

ことし20年度の県の夢プラン事業で、急遽素牛増頭に対し20万円を上限に導入金額の3分の1を補助するという事業がありました。農家の反応が高く、こんなにも導入意欲があったのかとびっくりいたしました。全県でも反応がよく、慌てた県では、要件を厳しくし上限を15万円まで下げました。管内でも自家保留牛と4頭以下の農家を外すなど調整をいたしました。

私はこのたびの農家の反応や関心の高さを見て、増頭対策として極めて有効な対策だと思いました。市でもかさ上げをしていただきありがたいと思っておりますが、今後も県独自の政策として継続できるよう強く要請すべきと思いますが、市長の考えをお伺いするものであります。

6番目といたしまして、秋田由利牛振興協議会の機能強化について伺います。

秋田由利牛も、おかげさまで地域登録商標をいただきました。ブランド化に向けて何よりものプレゼントでありました。これからが本当の正念場になってまいります。振興協議会を立ち上げて3年、今まで各種イベントに出向いたり、試食会の開催など消費拡大を兼ねてのPR活動に力を注いでまいりましたが、今、一番の課題は商品となる肥育牛が管内に少ないということでもあります。肥育牛をふやすために何をしなければならないのか、真剣に検討しなければなりません。そういう意味でも、秋田由利牛振興協議会は生産から販売まで広い分野で役目を果たしていかなければなりません。協議会の中に

今後の生産や販売などのビジョンをつくるプロジェクトチームをつくり問題を解決すべきと思いますが、市長の考えをお伺いするものであります。

7番目といたしまして、ふれあい農場経営についてお伺いいたします。

鳥海山ろくの極めて環境のよい牧場、それがふれあい農場だと思っております。その環境のよさに高い肥育技術が相まって、すばらしい秋田由利牛が誕生するのであります。枝肉共励会でも幾度もチャンピオンになり、その存在感を示してくれております。秋田由利牛の銘柄確立にはなくてはならない、ふれあい農場であります。将来の農場経営についての当局の考えについてはさきに伺っておりますが、きょうの質問は現在のことであります。

私は先日、肥育農家の方からこんな話を伺いました。「ことしはいいのですが、来年、ふれあいさんから出荷される牛が少なくなるので由利牛の頭数が減る」というようなお話でありました。来年出荷される牛は19年に導入されるはずですが、しかし、19年度の素牛導入予算は使われずに余っております。官民上げて増頭を呼びかけているときに、肝心の市が飼育頭数を減らしているようでは、秋田由利牛の振興対策は活力を失ってしまいます。将来、指定管理の方向に進むにしても、バトンタッチするまでは頭数を確保し、経営規模と品質の維持に努めるべきと思いますが、市長の考えを伺うものであります。

続いて大綱4番目、最後になりますが、生活道路の安全確保と騒音対策について伺います。

昨年9月に、待ちに待った日沿道岩城 仁賀保間が開通いたしました。国体の開催もあり、地域が大変盛り上がった秋でありました。無料ということもあって通行量はふえ続けているようでありますし、地域間交流にも大きな力を発揮しております。交通量が予想よりふえたせいか、道路がもう下がったところもあり、少々違和感を感じながら利用されているところであります。この日沿道が、利用される皆さんにとって今後ますます安全で愛される道路であってほしいと願っているところであります。

1番目の質問といたしまして、日沿道と周辺道路の安全対策についてであります。

日沿道の一番の弱点は風ではないかと思えます。風の強い日には緊張しながらの運転になります。海からのまともな風を受けるところは大変であります。防風さくのなくところは突風がいつ吹いてくるかわかりません、ましてや凍結したときには、はらはらものであります。

昨年、まだ工事中のとき、本荘方面から芋川橋まで防風さくが完成し、その後進まないで工事関係者の方に伺いましたら、国土交通省の調査で「あと必要ない」と判断したようであります。残念ながらこの冬、上り線で芋川橋の直前のガードレールを破り転落する事故がありました。原因はどうも突風のようにあり、国交省が「さくはいらない」と判断したところであります。また、大内ジャンクション内の平面交差点においても、初めて通った人は「まさかジャンクションに交差点があり、とまらなければならないとは思わなかった」と話しております。電光の「とまれ」の標識もありますが、停止線のところに赤の点滅の信号をつけるとか、十分な安全対策が必要と思われれます。ここでも事故が発生しております。同じく秋田方面からと本荘方面からの合流地点も、合流の標識がどちらとも「優先」と受け取れる表示になっております。合流地点の余裕がなく、安全のための改善が必要と思われれます。また、国道105号との交差点については、

昨年の答弁で供用開始後の調査で対策が取られるとのことでありましたが、その後どうなっているのでしょうか。日沿道からの車は左右確認のために横断歩道まで出ます。すると歩行者は横断できません。岩谷方面から日沿道に入る車は大きくカーブを切らなくてはなりません。安全確保のために信号機が必要と思われますが、日沿道と周辺道路の安全対策について市長の考えをお伺いいたします。

2番目といたしまして、日沿道の騒音対策について伺います。

このことにつきましては、昨年7月、現地視察した際に国土交通省の方に伺ったところ、供用開始後の調査をして対応をするとの説明でありました。国の騒音基準と秋田県には秋田県の騒音基準があるそうではありますが、実際開通してみますと、予想以上にうるさかったり、特に夜、周囲が静まりかえると騒音がとても気になるところもあるようです。大型トラックが通ると飛行機が飛び立つようだと言う方もおり、寝つかれないとの話も伺います。その後の調査がなされたのか、市民の健康確保のためにも騒音対策に対する市長の考えをお伺いいたします。

以上、大綱第4点、市長の誠意あるご答弁をお願いいたします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 渡部議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、1の行政改革と市政の信頼確保について、1つ目は、広域な市の一体性の基本的な考え方、2点目が、地域イベント等に対する考え方については、関連がございますので一括してお答えいたします。

1市7町の合併により誕生した本市は、海岸部から山間部まで広大な面積を有する市となりましたが、市の発展のためには、市民と行政が一体となったまちづくりが必要です。

市の一体性の基本的な考え方としましては、「市民と行政が価値観を共有し、その活動が一つの方向性をもってまとまること」ととらえ、行政サービスが市全域で公平・均等に受けられる体制はもちろんでありますが、ケーブルテレビによる情報の共有、市歌や市民憲章の制定などを通し、市民の連帯感を醸成することが市の一体性につながるものと考えております。

また、地域の祭りやイベント等につきましては、地域の伝統や地域活性化に重要な役割を担ってきたものと認識しております。

ただし、厳しい財政状況が続くことから、関係団体には、類似イベントの統合や運営方法等に検討を加え、地域の活性化と交流人口の増加につなげられるよう、要請しているところであります。

地域イベントの調整に当たっては、その目的や伝統行事等の意義も考慮して調整を図っているところであり、市の一体性の視点だけで整理しているものではありませんので、ご理解くださるようお願いいたします。

次に、3点目の支所機能の強化と人事のあり方についてお答えいたします。

市政の運営は、市民の視点に立ち、市民と行政が一体となっていくものであり、いかに市民の負託にこたえるかを念頭に、より効率的・効果的な行政運営を行っていくかが大きな課題であると考えております。

総合支所機能につきましても、渡部議員に昨年の9月定例議会においてお答えしておりますが、情報の伝達・収受、地域状況の把握などにおいて、市民と直接かかわる特に重要な機関として位置づけております。

今後、組織機構の簡素化、合理化などの行政改革を進めるに当たりましても、総合支所はこのような機能を十分に果たせ、さらにそれぞれの地域特性を尊重しながら、市民と直結した、より身近なサービスの提供ができる行政機関としての組織の整備を進めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、人事のあり方についてお答えします。

本庁と総合支所間や総合支所間同士の人事交流については、平成18年度から実施しておりますが、おかげさまでもちまして、職員の一体感の醸成や意識改革、意識の高揚が図られ、新市まちづくりの推進に大いに役立っているものと存じます。

そして、今までその地域の実情しか知らなかった職員が、他の地域に異動し、その地域の住民の皆様方の機微に触れて勉強することが、広大な市の今後の発展につながるものと確信いたしております。

しかしながら、人事交流により市民にご不便をおかけするようなことがあってはならず、人事異動に当たっては適材適所を基本としながらも、確実に迅速な事務引き継ぎや職場内の連絡体制の徹底を図りつつ、早期に新たな職場に慣れることで市民サービスの充実に努めてまいりますので、ご理解願います。

次に、4点目の実施事業の説明のあり方についてお答えします。

厳しい財政状況のもと、簡素で効率的な組織機構の推進や事務事業の見直しなど、行政改革は避けて通れない行政課題であります。

市といたしましては、事業の廃止や大幅な変更が生じるなど、市民生活への影響が大きい組織機構や事業の見直しについて、素案を議会や地域協議会にご相談申し上げ、その上で地域住民にお話をし、ご理解をいただく手順をとっております。その中で、実施する内容等の変更も十分に視野に入れて、行政運営を図っていく所存であります。

今後、このことを踏まえて対処してまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

5点目の指定管理施設の民間活力の導入についてお答えいたします。

市の施設のうち、第三セクターが指定管理を受けて運営している施設は9施設あり、地域活性化の拠点施設、雇用創出の場として各地域に貢献してきているところであります。第三セクターといえども独立した法人格を持った経営主体であり、みずからの責任において自立した経営を行っていく必要があります。

そのため、市では第三セクターの見直しに関する指針を定め、第三セクターが主体的に取り組む課題を明らかにし、市の関与の見直しを図っており、第三セクターによる運営が最も好ましいことと考えています。

そういう意味で民間活力の導入につきましても、第三セクターによる内部評価の実施や社員研修による従業員の資質向上を図るなど、総体的な見直しを含め、民間のノウハウを全面的に活用した経営に努めてまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

次に、大きな2番の産業の振興対策について、その1、企業誘致対策としては、商工

観光部企業誘致課を「企業の誘致を促進し、地域経済の活性化に資すること」を目的に設置し、職員2名の体制でスタートしましたが、本年4月からは4名の体制としております。4名の職員は商工振興課長を含め兼任が3名、専任が1名となっておりますが、企業誘致課の業務内容において、商工振興課と密接なかかわりがあるため、お互いに業務を連携し、相乗効果を高めることをねらいとし、機能強化を図ったものであります。

また、これまでも首都圏誘致企業懇談会や東京・大阪・名古屋での各リッチセミナーにおいてPRに努めてまいりましたので、引き続き企業訪問等も行いながら機会あるごとにトップセールスに努めてまいりたいと存じます。

さらに、企業誘致を強力に推進するためのパイプ役をしていただく、本市出身の首都圏等に在住する企業主や経済界等で活躍している方々とのネットワークを活用しながら、積極的に誘致活動を実施してまいりたいと考えております。

その2の地元企業の育成強化についてお答えします。

平成18年工業統計調査では、製造品出荷額等において、これまでトップの秋田市周辺を抜いて本荘由利地域が県内第1位の地域となり、改めて地域の先端技術集積の高さを実感したところであります。

こうした地域企業群の技術集積を最大限に生かしながら、重層的な産業構造を構築していくことが重要であり、このため、国が昨年6月に施行した企業立地促進法の全国第1号の地域指定を得たところであります。

これにより、これまでの電子部品関連産業に加え、新たな産業分野として航空機並びに自動車を含む輸送機・関連産業の集積を図ることが可能となったものであります。

この企業立地促進法の地域指定により、新たに立地した企業の初期投資や工場増設した企業の設備投資の軽減のための固定資産税の減免措置や、雇用奨励金等人材育成に関する補助が受けられるなど、有利な条件が整ったものであります。

また、秋田県では重点企業導入促進助成事業により、設備投資額の2割を補助するなど優遇措置を設けております。

さらに市の優遇措置として、由利本荘市工場等立地促進条例により一定の要件を満たし適用工場に指定された場合は、固定資産税の課税免除や雇用奨励金及び用地取得助成金交付などがあります。

こうしたさまざまな支援策を的確に活用しながら、地元企業の新分野への進出を積極的に支援してまいりたいと存じます。

また、地域企業で組織する本荘由利テクノネットワークは、県立大学との共同研究、新技術・新事業の創出を目指した持続的な連携交流活動を推進するとともに、地域企業間の連携強化と受発注取引につながる工場現場訪問活動などを継続して実施しており、こうした地域企業の有益なネットワークづくりをさらに促進してまいりたいと考えております。

その3の土地区画整理事業完了後の地元商店街の活性化についてお答えします。

本荘駅前地区土地区画整理事業区域内の県道羽後本荘停車場線につきましては、平成6年度の事業完了後から「駅前商店街への買い物の際に路上駐車ができないか」との市民からの要望に対応するため、駅前商店街協同組合とともに道路管理者である秋田県や県公安委員会及び本荘警察署に長期にわたり働きかけた結果、平成15年4月から日曜日

及び祝日の路上駐車規制が解除となり、買い物客の利便性向上に役立っているものであります。

一方、本荘中央地区土地区画整理事業区域内については、これまで路上駐車の可能性について検討されたものの、由利橋通線は交差点間隔が短く、駐車車両による交通障害の発生が予想されるなど買い物利用のための路上駐車は、安全確保の面から困難なものと考えております。

しかしながら、現在の車社会において駐車場確保は必要不可欠なことから、店舗家屋前に駐車スペースを設けた建物配置をするなど、地権者と一体となって駐車場の確保に取り組んでいるところでございますが、さらに商業活性化に資する駐車利用について関係機関と情報交換をしてみたいと存じます。

なお、市では、商業団体がその商店街の区域内やその周辺に買い物客が利用するための駐車場を設置する際に活用できる商店街駐車場設置事業補助金の制度を設けているなど、地元商店街の活性化支援に努めているものであります。

次に、大きい3番の農業振興対策についてであります。

1点目の所得安定対策についてであります。ご質問でご指摘のあったとおり、米価はこの10年来、低下傾向で推移しており、特に品目横断的所得安定対策がスタートした19年産米の価格について、作況99でありながらも多くの銘柄で前年産を大きく下回った事態となっております。

これは米の消費量が減少し、今後、少子高齢化・人口減少などの影響により、増加する材料は残念ながら見当たらない状況であることから、生産調整の着実な実施が米価の維持に欠かせないものとなっております。

本市といたしましては、国等に対し、需給バランスのとれた生産調整の確実な実施、そして米価については長期的な視点で再生産が可能となる支援価格水準の設定を求めるなど、市長会や関係機関と連携して要望しております。

また、世界的に食糧が高騰する中、大豆を初めとする米以外の穀物需要は非常に高いことをビジネスチャンスととらえ、複合化を推進するとともに、本市水田農業ビジョンに基づき、大豆飼料用作物といった土地利用型作物の振興を図ってまいります。

2点目の集落営農経営の健全化対策についてであります。今年2月に開催した集落営農フォーラムでは、参加者が先進的に取り組んでいる事例を共有しながら、課題と新たな目標を見据えたところであり、

特に、複合化に取り組んだ組織においては、収益面でメリットが感じられたなどの事例紹介もあり、複合化は法人化を見据えた組織の健全化対策の重要なキーワードとなっております。

また、集落営農の最大のメリットとなる農業機械の集約化は、省力化と複合作目への取り組みにつながり、経営基盤の強固な組織育成と農業所得の向上に大きな期待を持っていることから、引き続き各種助成制度を活用し、JA等との関係機関と連携を図りながら集落営農の健全化を支援してまいります。

次に、3点目の耕畜連携によるWCS・飼料米等の生産拡大と水田機能の維持についてであります。稲ホール・クロップ・サイレージは、栄養価の高い良質な粗飼料資源であり、稲作農家にも基本的な栽培技術が水稻と同じことから、耕畜連携により、本年

度、本市管内で84ヘクタールの作付が見込まれております。

現状では、需要と供給のバランスが取られていることから、今後の推進に当たっては、コントラクター組織の設立や耕畜連携の一層の推進により、低コストでの流通拡大が必要となるものであります。

また、飼料米については、本市管内でも比内地鶏への利用が見られるほか、県内ではJAかつのでの本格的な取り組み事例があり、今年度から新規需要米として位置づけがなされ、全国的に普及が見込まれるものでございます。

飼料米等の生産拡大については、水田機能を維持し、将来の水田の保全・管理の上でも有効な対策であることから、JA等との連携を図りながら水田の有効利用を推進してまいります。

4点目は、飼料高騰時代の産地育成の対策についてであります。

輸入トウモロコシ等の値上がりにより、配合飼料価格が高騰し、畜産経営を大きく圧迫している状況にあり、今後、秋田由利牛の産地育成を図るには粗飼料の増産が欠かせないものとなっていることは、ご質問のとおりであります。

これらの対策として、公共牧場の活用も一つの方法であることから、現在、4施設で150頭の預託と余剰草地を活用した牧草の販売なども行っており、現体制の中で効率的な運営を行うことで、畜産農家の粗飼料需要に対応したいと考えております。

また、粗飼料自給率の向上を図るため、コントラクター組織の育成または拡大も重要であることから、コントラクター組織の活用により、公共の草地をより効果的に運用し粗飼料自給率の向上が図れないか、今後さらに検討してまいります。

次に、5点目の繁殖素牛の増頭対策についてであります。本市の肉用牛生産農家戸数は年々減少傾向にあるものの、頭数は、ほぼ横ばいを推移している状況にあります。

増頭または経営安定を目指す農家支援対策として、昨年度より市独自の基金創設や優良雌牛保留対策事業など各種事業等を実施してきたところであります。

中でも、県と連携して行ってきた目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業は、畜産のみならず農業全般にわたり、規模拡大や複合化を目指す担い手を対象に手厚く支援を行ってまいりました。

この事業は、本年度が最終年度となり事業終了となるものであります。農家要望の高い事業であり、秋田由利牛の増頭に大きく効果があったことから、今後も県独自の増頭対策事業等を引き続き行っていただけるよう、各関係機関と連携し、秋田県に強く要望してまいります。

次に、6点目の秋田由利牛振興協議会の機能強化についてであります。協議会が設立されてからことしで3年を経過しましたが、これまで地域商標登録の認定を受けるなど秋田由利牛のブランド確立を進めてまいりました。

協議会事業としては、関係機関との連携により、地元での秋田由利牛取り扱い店マップの作成や首都圏での物産展開催などPR活動を実施したことにより、本市民など消費者のブランドイメージも高まっております。

管内肥育農家からの出荷頭数は昨年度実績で225頭、うち163頭と約72パーセントが秋田由利牛として出荷されております。ロットが少ないことから、ほとんどが県内消費にとどまり、肥育増頭と首都圏への販売が今後の課題となっております。

このため、昨年度、県外に向けての定期的に出荷できる体制を整備するため、新規参入農家の掘り起こしなど、県と連携し積極的な推進に取り組んでまいりましたが、肥育経営には巨額の初期投資が必要なことなどから、経営開始まではなかなか踏み切れないのが実情であります。

今後、秋田由利牛のPR活動を進めるとともに、本市として夢プラン事業や肥育素牛導入支援事業などを実施し、本協議会の目的である秋田由利牛の生産から消費拡大までの総合的な対策を行ってまいります。

次に、7点目のふれあい農場経営についてお答えします。

昨年9月定例議会で齋藤作圓議員からのご質問にお答えしておりますが、今後のふれあい農場のあり方については、複数の農家で農業法人等を設立し、意欲的に肥育経営に取り組む組織に対し、草地を含めた施設等を無償で貸し付けするという方針は現在でも変わりはないものでございます。

本年度中には、現施設の経営実績を詳細に分析するため、秋田県農業公社による経営コンサルタント診断指導の実施を計画しており、借り受けを希望する集団への情報提供を行いたいと考えております。

現在、ふれあい農場には肥育、繁殖、子牛を含め149頭が飼育され、年間で50頭ほどの出荷計画となっておりますが、当面は現状を維持するとともに、今後の運営につきましても技術取得研修機関としての役割も担っていることから、秋田由利牛生産拠点として効率的な農場経営に努めてまいりたいと存じます。

次に、大きい4番の生活道路の安全確保と騒音対策について、その1、日沿道と周辺道路の安全対策についてお答えいたします。

昨年9月の日沿道開通に伴い、これまで国道7号に集中していた交通量、1日当たり約2万1,700台のうち約4割の8,000台が日沿道を利用していると推定されており、また、大内ジャンクションも利用するため、国道105号に入り込む交通の流れも大きく変化しております。

こうした中、大内ジャンクション下り線の降り口は平面交差のため一時停止が必要であり、危険であるとの声も聞かれます。現在の大内ジャンクションは、公安委員会と協議した結果の道路構造であり、今後の改良は「予定はない」ということでございますが、管理者である県では一時停止や合流部等危険個所について、現地状況を調査の上、必要に応じ注意喚起標識等の対策を検討すると伺っております。

また、信号機設置について、公安委員会では全県的な優先順位により設置しておりますが、大内ジャンクションから接続する国道105号は、岩谷小学校・出羽中学校の通学路にもなっていることから、市としても県当局及び公安委員会に対し、通行者の安全確保とスムーズな通行確保のため、引き続き信号機設置を要望してまいります。

日沿道本線の防風対策については、現在、岩城 仁賀保間32.3キロメートルのうち、約6.5キロメートルに防風雪さくが設置済みであります。管理者である国では、日沿道開通後の冬期の状況等を踏まえて、今年度から防風雪さくの計画的な設置を予定しているとのことであります。

2点目は、日沿道の騒音対策についてお答えします。

国では毎年、交通に係る騒音・振動調査を実施しております。

調査箇所については、交通量の変化や周辺利用状況等を勘案して設定し実施しており、日沿道につきましては開通後の平成20年3月12日及び14日の両日、沿線3カ所で昼間・夜間の調査を実施しましたが、いずれも騒音に係る環境基準及び騒音規制法上による自動車騒音に係る要請限度について、基準内の調査結果であるとの回答を得ております。

しかしながら、周辺住民の騒音に対する不安の声もあり、今後も騒音対策について調査検討していただくよう、管理者である国に対して働きかけてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 8番渡部功君、再質問ありませんか。8番渡部功君。

8番（渡部功君） 丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございます。

いろいろあるんですが、その中でですね、実施事業の説明のあり方についてということではありますが、広く市民の方々は、俗に言う「本荘ばり」というようなね、とらえ方を市長さんもそう受けられたというふうに市民からそういう話があったと言いますが、例えば事業をバスに例えるとですね、本荘行きのバスだけ来て、あっちに帰りたいけどバス来ねえなど、いつなれば来るなやと、そういうような思いが市民の中にはあるのではないかなというふうに思っております。やっぱりこれからはですね、やはり優先順位を決めながらですね、次には東由利行きのバスが来るよとか、事業の話ですがね、そういうような形の中でですね、もう少し丁寧にいろんな説明をしていくということも市民が安心して行政を信頼できる、いろんなパターンではないかなと思います。次に来るのも本荘行き、また、本荘行きというようにとらえ方をですね、されるようであれば、そうじゃなくて、今たまたま本荘駅行きが多いけども、次何時に来るんだよというようなのがあればですね、市民は安心するのではないかなと、そういうやっぱり説明のですね、丁寧さが必要ではないかなというふうに思っております。

それから、ただいまの中で、第三セクターなどに対して私はやっぱりトップには民間から意欲のある方を導入しながら改善していく、運営していくということも非常に大事だと思いますが、今の答弁ですと、それが、考え方が一部でもあるのかなのか、さっぱりわからない答弁でしたが、そのあたり、ものによってはやっていくというのか、やらないのか、今までどおりなのか、そのあたりをはっきり教えていただきたいと思えます。

あと、今、地域で何が一番必要かとなると、雇用の場だと私は思っています。それは全国どこでもみんなそうだと思いますが、そのためにはですね、先ほど企業誘致課については非常に効率的にこういうふうにやると言っていましたが、いろいろなさっき事例もあったようにですね、専任させないとですね、それに一生懸命なれない。答弁では非常に都合のいいような答弁になってますが、やっぱりその真剣度がですね、相手につながっていかないだろうし、やっぱりそのあたりもですね、これからこの地域を守っていく、生かしていくためにはですね、若者がここに定住できる雇用の場というものが必ず必要なわけありますから、そのことを、ある意味においては市の一番の事業としてやらなきゃならないのではないかなというふうに思いますが、専任制についても一度確認をしたいと思っております。

あと、私も本荘のまちの中を見てですね、本当にここにとまれたらなということ

いっぱい思うんです。どうかこれからですね、せっかく整理したわけでありますから、商店に市民が活用しやすい、利用しやすいような環境づくりをですね、市が先になって頑張ってもらいたいというふうに思います。

それから由利牛のことになりますが、現在、149頭いるよというような話でありました。年間50頭、出荷できるよ、今それだっていう話がありました。今まで合併してから一番肥育牛がですね、子牛じゃなくて肥育牛がいたのが18年の6月で112頭であります。ことしの5月末で85頭になりました。ですから、ここでも30頭近く減っているわけですが、その程度かなというふうに思うんでありますが、実は今の頭数85頭をですね、これから出荷を考えていきますと、ことしの方はですね、大体50頭ぐらい出荷できるのかもしれませんが、来年は16頭しか出荷できないんですね。それで本当の秋田由利牛を振興するという市長が言っている対策になっているのかどうか、極めてこれは疑問です。ですから、現場を私はまだ見ていませんが、やっぱり今のままで、それが19年度に導入すれば来年の頭数がふえたはずなんです。きょねん導入費用を使ってなかったですよ。補正で戻ってますから。だから、政策の一貫性を非常に感じられないというのがですね、言っていることとやっけることがちぐはぐじゃないのと感じざるを得ないというのが思いであります。

あと、高速道路と周辺の安全対策についてはですね、いろいろ現場を見てもらってですね、お金をかけなくても改善できる部分もありますので、何とか県なりにそのあたりを進めてもらいたいと思います。

あと、騒音対策についてですね、調査しましたとありますが、どこを調査したのかが非常に私は気になるところです。ですから、調査するとき地域住民の方々に、一番やっぱり大変だなというようなのは住んでないとわからないわけですから、私も隣の町内にいたら直接高速道路に面している人でない人から、本当はここがうるさいと言われてですね、何でそこかということで、地形の関係だと思いますが、そういうようなことでもありますので、きめ細かな情報をいただきながら騒音対策をしてもらいたいと思います。

以上であります。そのあたりの答弁をお願いいたします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 渡部議員の再質問にお答えします。

本荘ばかりか。非常に私としても心外でございます。そういうふうに思われる方がいらっしゃるといことも、またこれはそうでありましようけれども、合併したところの各市の首長さん方から聞きますと、大体、同じようなことを言われるんだそうです。決してそういうことではないけれども、合併した当初は、そういうようなことが多々あったと思います。恐らく昭和29年の町村合併においても、そういうことが多分に論じられたということは聞いております。今、由利本荘市が合併して相当メディアだとかそういうものだとか情報は伝達はしやすくなったけれども、まだそういうふうなことがこれからまだ続くだろうなというふうには思います。そういう意味で、決して本荘だけかとか、そういうことでなくて、先ほどからもお答えしてますように一体性を早く持つ、由利本荘市だというふうな意識が早く持たれるような、そうした説明などもしてまいりたい、このように思います。

それからバスは何でも本荘行きかと、こういうふうには、本荘に来るときは本荘行きでしようけれども、東由利に行くときは「東由利行き」って書いてると思うんですが、その辺については渡部さんと後でどういうふうなバスの表示の仕方がいいのか、この辺は何いたいなと、このように思います。

それから第三セクターが、これ民間でやればどうかということですが、ですからこれは民間でやれば私は一番いいと思います。今、行政改革の中で果たして民間にやっても収益が上がるかどうか、非常に難しいところなんですね。その辺について、せっかく第三セクターをつくるとき、旧町においても私のところでこれをやってくださいということをつくった。今なると管理が大変だ。つくるときはいいんだけど、その後の管理がなかなか大変になるというようなこともありますので、そうしたことを自立、独立できるものであれば非常にいいんだろうな。独立はいいんだけど、その設立した目標・目的を達するために、そのサービスは低下しないかどうか、そうした問題をクリアしなければ私はならないものだろうなと思います。そういう意味でも、今後、第三セクターの民間でやれるものであれば、そうしたことでやることはやぶさかでないというふうに思っています。

雇用の専任の話なんですが、職員は真剣になって、兼務であろうと何であろうと真剣になって頑張らせますので、ひとつご理解いただきたいと思います。専任であっても能力を発揮しなければ何にもなりません。そういう意味では、兼務だから私はさぼるなんていうことはあってはならないと思いますし、今の職員は一生懸命頑張っていますので、ひとつ期待をしてください。

それから、市の中の活用であります。先ほど駐車場の話か何かしました。今、区画整理、途中でございます。今、区画整理で相当見えてきました。相当見えてきましたので、道路が整備されると非常によくなります。昔の状況と今の状況で何か区画整理をやってもさっぱり成果が上がらないというふうに見えますが、将来を見たら、きっとすばらしいまちになって、いいまちだというふうにならずけるだろうと思いますが、まだ途上でありますので、その辺がご理解いただけない部分もあると思いますが、今の例えば由利橋線通りを見ても非常に、ああ道路こんなに広がるのかと、こんなに広がって車がスムーズに通る、それから歩く人も安心して通れる、そしてここには駐車ができそうだなと、そういうようなものが見られれば安心していただけるでしょうが、それまでの間、私の方としての説明ということも必要であろうと思いますので、そうしたことを図面等でまた皆さんにお知らせをしながら、こうなるんだよ、もう少しがまんしてくれば由利本荘市がすばらしくなるんだよというふうなことを訴えてまいりたい、このように思います。

由利牛のことにつきましてですが、来年は16頭というのは私も実はちょっと意外な感じがしましたがけれども、牛を飼う人というのはやっぱりなかなか大変なんだろうなというふうに思います。やっぱりなかなか難しいから、こういうことになる。だけれども、秋田由利牛、本場として私たちは頑張っていかなきゃならないので、これから農家の方々とより一層緊密に、JAも含めてですね、協議をして、由利牛のですね、ひとつの本場として頑張りたい、このように思います。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 質問者の持ち時間が既に経過しております。

以上で、8番渡部功君の一般質問を終了いたします。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時11分 休 憩

午後 1時02分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問に入る前に、市長より発言の申し出があります。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 先ほど渡部議員の再質問に対し、答弁漏れの中で、騒音の関係ですが、国交省がどこでやったのか、それをもう一回確かめて、地域の方々がどの辺が一番騒音があったのかということを確認して国交省に申し入れます。それで、国交省でこの辺が一番騒音があるというところの地点を絞ってですね、実際そこがやっているというのであればそうでしょうけれども、その辺を国交省に理解を深めていただいて調査できるようにしたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 一般質問を続行いたします。10番長沼久利君の発言を許します。10番長沼久利君。

【10番（長沼久利君）登壇】

10番（長沼久利君） それでは、議長よりお許しをいただきましたので一般質問をいたします。

初めに、私の思いを述べさせていただきながら入りたいと思います。

合併して新市が誕生して、はや4年目に突入しました。市民に苦しいときを乗り越えれば、いつかは合併の効果があらわれる。そんな思いで、市長は施政方針の中で、平成18年度はイタリア・トリノでの荒川静香選手のライバルとの切磋琢磨を賞賛し、イタリアの巨匠プッチーニの歌劇「トゥーランドット」の名せりふ「夜明けに私は勝つ。私は勝つ。」と前進を誓いました。平成19年度は地域経済を向かい風と称し、「鳥は向かい風を得て飛び立つ」、「追い風を待ち続けるよりも、向かい風であっても強い意志を持って羽ばたける」と、市民に潜在力の発揚を訴えました。そして、市民の生活向上目指し、ときには我慢を強いて、市政の運営にともに当たってきました。

しかし気づいてみたら、4年目にしてその目標も無残と化しつつあります。それは、言うまでもなく早期是正措置団体となり、公債費負担適正化計画の作成が義務づけられたことでもあります。これからの行政運営は、起債発行の制限を受けながら歳入の確保、そして歳出の削減等の管理体制が図られることになってしまいました。

そもそも計算式の中での分母の部分、標準財政規模をベースに事業を考えなければならぬわけではありますが、分子の借金、すなわち公債費がふくらんだ結果であるということは、私が申すまでもありません。市民の立場に立って冷静に考えるとすれば、職員に対しては給与という対価を払い、事務事業を委託しています。市長・議員に対しては選良として行政運営を託しているわけで、幾ら算式が変更になったとはいえ、承服しがたく、大きな不信を招いたことであろうと推察するものでもあります。現実には、予算

規模の縮小により補助金のカット、今後の起債事業の発行予定総額の圧縮等、じわりじわりと市民生活に負担が及んでいるという現実であります。

さらに皮肉なことに、合併の一つの成果ととらえていた中山間地域、そして過疎化の臨界点を阻止しようとする思いは、皮肉にも限界集落という言葉に象徴されるように、さらに相反する方向に向かっていくようにさえ思います。それが都市と地方、中心部と周辺部の二極化現象であります。そんな現象を市民は感じ取っておられるのではないのでしょうか。

さらに、巷間では、地方債発行額に対する公債費に対して、人口数が50.2%であるから1人換算すると幾らという論理、人口が少ないということはその数値が上がるわけですが、地方自治の役割で大切なものは、中心部にあっても周辺部にあっても一人一人の住民の生命、生活、権利を守り、改善していくことが基本であるということ、いま一度確認する必要があると考えております。

農村を捨てたローマ帝国が滅んだように、中心地域社会だけが長く繁栄することはないと歴史が私たちに教えています。中山間地域の持つ重要な役割を評価しながら、今後の行政運営も必要かと考えるところであります。

私のうちには、電気屋さんからいただいたカレンダーが貼られています。それは、経営の神様松下幸之助の言葉から抜粋したものであります。めくってみると「最初の一步は願うこと」から始まり「熱意が道を切り開く」、「人それぞれに天与の道」、「常に地道に正道を」、「上りもあれば下りもある」、「道はいくらでもある」と6つの言葉がさりげなく珠玉の如く輝いています。総称して言えることは、何事にも前向きに、万策尽きたとあきらめずに工夫することの大切さを説いていると私は思っています。成功に近道はありません。政策の検証をしながら、最大公約数となる価値を探し、空気を読み、合併効果と行政運営の効率化、財政運営の効率化を対比しながら、市民の100%の信頼を裏切ることなく、その作業を徹していかなければならないと思います。

それでは、大項目1、市町村財政比較分析指標から伺います。

1番目、実質公債比率から伺います。

実質公債比率の18.3%の要因は、合併前後の特殊事情による普通建設事業費にかかわる地方債償還額の増加と、分母である地方交付税等の一般財源の減少が要因であると言われています。また、公有林整備事業償還費が新たに算入されたことで、広大な面積の7割以上を占める森林を有する本市にとって大きくそれが影響し、類似団体平均を2ポイント上回ったとありました。改善策として歳入確保のために、未収金対策強化、使用料・手数料の見直し、未利用地の売却等で財政の健全化を図るとありましたが、その具体策をお伺いいたすものであります。

また、国保税・保育料・下水道等の値上げ額、市民1人当たりの負担額は幾らになるのかお伺いするものであります。

2つ目に、人件費・物件費等の適正度からであります。

人口1人当たりの決算額が17万2,567円と、全国市町村平均の11万6,701円、そして秋田県市町村平均13万8,849円を上回っていることは、合併効果があらわれていない要因であり、今後、事務事業の整理・統合、効率化を早め、コストの低減を図るとありますが、この具体策についてもお伺いします。

3番目に定員管理の適正度から伺います。

人口1,000人当たり13.77人は、全国市町村平均で7.82人、秋田県市町村平均で10.29人を大きく上回っています。類似団体の平均が8.4人であります。適正化計画で新規採用を退職者の3分の1の補充とし、10年間では一般職員300人の削減計画を目指しているわけですが、5年間の集中改革プランでは141人の削減目標の中で、平成20年度の当初で51人の目標に対し59人上回る110人との目標が進んでいると報告をいただいております。集中改革プランを上回る新規採用の抑制の中で、定員管理の数字は適正なのかお伺いをいたします。

4番目に将来負担の健全度からであります。

人口1人当たりの地方債現在高は、全国市町村平均が45万6,703円に対し、秋田県市町村平均が57万2,718円ですが、本市は85万6,174円です。公債費負担適正化計画の今後の地方債発行等にかかわる方針から、平成20年度以降の総合発展計画の起債発行予定額が26年度までの60%に抑制され、起債発行予定額総額も451億7,500万円から266億1,600万円へと圧縮するとありますが、新総合発展計画の見直しによる費用対効果と緊急度の再精査の基本的スタンスについてお伺いをいたすものであります。

大項目2番目に入ります。文化複合施設建設と区画整理事業の完成からお伺いします。

まちづくり交付金事業の目的は、中心市街地の空洞化の回避、そして土地利用の有効活用を目的に、公共公益機能の市街地への人の集約を大きく目指しています。また、このまま空洞化すれば、そして放置すれば、人口の減少、少子高齢化が進行し、結果として満足度の高い市民サービスの提供に支障が出ること、そして経済の衰退に結びつく可能性を危惧しています。

さて、大町銀座通線・表尾崎町線等含めた旧由利組合総合病院跡地地区整備、いわゆるコミュニティーセンター、メディアライブラリー整備事業は、当初総事業費62億円とアンケート調査にありましたが、まちづくり協議会などでの議論の結果、文化会館機能を取り込んだ施設建設となり、100億円を超える大きな買い物になりました。ことしは文化複合施設の基礎工事から始まるわけですが、順調に行けば23年には開館であります。

一方、平成9年度からスタートした本荘中央地区土地区画整理事業は、総事業費が約130億円の実質22年の完成を目指して順調に推移していると伺っています。宅地の整序及び住宅環境整備を図り、あわせて中心商業地にふさわしい合理的な都市環境形成を目指しているわけですが、今の現状を市民はどうとらえているのでしょうか。あまりにも早い時代変化に市民は事業実施の意味、すなわち井戸を掘った人の苦労を忘れ、当初描いたまちづくりへの夢や、商店街の再興への意気込みが薄れてきたのではないかと心配をしています。

さて、事業が進み町並みが変わる中、空洞化が進む中心市街地ににぎわいを取り戻すために、一昨年8月、改正まちづくり三法が成立し、都市計画法、中心市街地活性化法を改正しました。これは、行政によるコンパクトなまちづくりの政策展開を目指し、中心市街地活性化協議会等が多様なステークホルダーの調整を行い、まちづくり会社や中心市街地整備推進機構等がハード面・ソフト面、両面で事業主体となって、中心市街地のまちづくりを推進していくための法整備であります。

秋田市では、地域における社会的・経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図るために、中心市街地の活性化に関する法律に基づいて秋田市中心市街地活性化協議会を立ち上げ、活動中であります。以前には、湯沢市が株式会社TMO湯沢を立ち上げ、商工会議所が中心になってまちづくりを運営・管理しています。

旧法でこれは機能不全となったとはいえ、組織立ち上げのシナリオには参考になると考えました。今後のにぎわいのまちづくりを目指しながら、文化複合施設の運営・管理方法についてお伺いします。

2番目に中心市街地の活性化に関する法律に基づく魅力的市街地の形成の必要性についてお伺いするものであります。

大項目3番目に入ります。総合支所の空きスペースの利活用についてであります。

合併して4年目を迎え、行政改革含め職員の数も先ほど申しましたとおり削減されています。そういう状況と比例して、旧庁舎の各課並びに部屋のスペースも合併当時より利用されずに現在に至っているケースがあると考えています。そういう中で、各種団体の補助金もことしは大幅に削減されました。前定例会の市長答弁にもありましたように、補助金の交付額が平成19年度の16億円から平成20年度は14億円と2億円の削減になりました。御多分に漏れず、商工会の場合を例にとっても500万円のカットとなりました。御存じのとおり、商工会は市町村合併より1年先んじて合併し、会員数の減少著しい中で、職員の人員整理、経費節減等で地域の経済団体としてその任務を果たしているところではありますが、歳入に対する歳出に占める管理費等は最大限の努力にもかかわらず、その割合は増加傾向にあります。各支所含めた家屋費や開館維持費は1,000万円弱であります。補助金を削減することは現状からして企業努力で乗り越えなければならないとしても、それに変わる対策も行政の役目としては重要であると考えています。

そこで、空きスペースの利活用を同時に考えながらの行政運営の観点から、1番目に補助金削減の中で外部団体への貸し付けについての考えをお伺いするものであります。

2番目に庁舎活用検討委員会の設置等の考えについてお伺いをいたします。

大項目4番目に入ります。小規模保育園へ今後の支援体制についてお伺いします。

由利本荘市、平成19年の出生数は607人でありました。また、住民基本台帳では、19年9月30日現在、ゼロ歳から4歳までの人口総数は、由利本荘市3,107人、本荘地域1,818人、矢島地域165人、岩城地域177人、由利地域173人、大内地域243人、西目地域273人、東由利地域103人という数字が出ています。

そういう中で、保育園数は現在26施設ありますが、民間経営16施設、公立9施設、公設民営1施設となっています。平成18年度に指定管理者制度で運営される道川保育園、さらには平成20年度から亀田保育園、平成21年度からゆり保育園、平成22年度、西目保育園と随時公立保育所の指定管理制度への移行も検討されています。

現在、認可保育所25施設のうち、200人定員1施設、150人定員4施設、120人定員3施設、90人定員5施設、80人定員1施設、70人定員1施設、60人定員6施設等となっております。そして、30人定員2施設となっております。見ますと、地域別に90人以上の保育所が旧市内に9施設、定員も2,270人中、1,205人が集中しているというのが現状であります。

そういう中で、例えば東由利地域の昨年度の出生数は幾らだったと思いますか。15人でありました。これは30人定員の保育所の例であります。総職員数は例えばゼロ歳児3人に対し保育士が1人と定められています。現状はゼロ歳児が1人しかいません。ということは、もう2人が入所しなければ保育士数に満たないということでもあります。しかし、保育士を0.3人雇用することはできません。以上のような現状の中で、6人の基準保育士数に対して8人が勤務する状態になっています。ということは、運営費にかかわる人件費含めた固定費に占める割合が大きくなり、運営的にも窮しているということになります。定員数が少なくなれば基本分保育単価も上がりますが、到底追いつかない状態にあります。

さらに、延長保育推進事業等の事業を活用しながら、その補てん等に役立てていた状態ですが、その補助金も大幅にカットされ、ますます現状から乖離する行政運営がボディブローのように小規模保育所を締めつけています。

さて、改正児童福祉法全文総則には、第1条に、すべて国民は児童が心身ともにすこやかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない。さらに、すべて児童は等しくその生活を保障され、愛護されなければならないとあります。その視点に立っての質問であります。

二極化している現象の中で、小規模事業者に対する今後の支援策についてお伺いします。

2番目に延長保育促進事業の補助金カットの経緯についてお伺いするものであります。大項目5、へき地医療についてお伺いします。

平成20年4月に策定された秋田県へき地保健医療計画は、無医地区等、無歯科医地区等、へき地診療所等が設置されている地区に対して、国の第10次へき地保健医療計画の策定指針に基づき策定されたと伺っています。その基本方針は、少子・高齢化の進展や世帯構造の変化の中、対象地域住民の保健・医療に対するニーズが多様化していることから、対象地域の実情に応じた、医師を確保する方策、医療を確保する方策、へき地医療の普及・啓発についての計画を策定し、へき地保健医療の充実を図ることが求められています。

由利本荘市では、無医地区7地区、準無医地区3地区、無歯科医地区3地区、準無歯科医地区3カ所と、全県39地区中、約40%を占めているのが現状であります。

さて、無医地区の定義は、おおむね半径4キロメートルに50人以上が住居している地区であって、かつ、容易に医療機関を利用することができない地区とあります。そういう中であっても、地域住民に対していつでもどこでも受けられる医療体制づくりは、圏内に医療機関がバランスよく配置されているのが理想でありますし、本市では、へき地診療所として鮎川診療所、大琴診療所が開設されて、へき地中核病院に指定されている由利組合総合病院が無医地区等の巡回診療や、へき地診療への医師派遣を行っています。現在、我が東由利地域を考えますと、開業医の医療施設内科及び小児科等の2施設と歯科医院2施設が開設し、毎週水曜日の大琴診療所の開設、さらに地区内にある4地域の無医地区では巡回診療を行っているわけではありますが、地域内最も高い高齢化比率を占める当地域にとっては、交通手段の確保や過疎化の課題も抱えているのが現状であります。本荘地域に偏在している旧市・町間には格差があり、プライマリ・ケア医師は県平

均より低い状況にありますし、そういう現状を踏まえての質問であります。

1 番目に医師及び歯科医師の確保、へき地診療所の機能充実に対する実施状況についてお伺いするものであります。

2 番目に高齢による民間医師の廃業等で、無医地区等の拡大による今後の対応についてお伺いするものであります。

最後、大項目 6 番について、健康日本21から考える保健行政についてお伺いします。

人口の急速な少子化や、食生活及び運動習慣などを原因とする生活習慣病の増加等の深刻な社会問題になっている中、平成12年、国が定めた21世紀を迎えるに当たり我が国をすべての国民がすこやかに心豊かに生活できる社会とするために、第3次国民健康づくり対策として、健康日本21が定められました。旧市・町で健康づくり計画が作成されました。基本は、健康で活力にあふれ、生き生きと心豊かに暮らせる地域を標榜しています。

さて、基本業務の推進には、保健行政で中核を担う保健師の役割は重要になってくるわけでありまして。そこで、保健師の業務を調べてみましたら多岐にわたっていました。成人保健業務の毎月業務では、宅配講座や高齢者教室、温泉利用教室、年間業務では、各種検診業務、各種健康教室、さらに包括支援センター業務、高齢者インフルエンザ予防接種業務等。母子保健業務では毎月の業務として、妊婦に関する業務、予防接種に関する業務、乳幼児検診、障害児教室、巡回相談、乳児訪問の業務、年間業務としては、子育て支援業務、母子に関する宅配講座。さらに精神保健業務では、自殺予防業務や相談訪問業務等、枚挙にいとまがありません。

健康日本21が示すとおり、住民の健康レベルは多様化しつつあります。市民の意識を高め実践に結びつけるために、多種多様な業務を実践し、次第に健康レベルを上げていく必要があります。そのためにも、住民生活に関する多くの機関や組織と連携し、事業推進基盤の強化のためにも、保健師の役割はますます重要度を増していると考えております。

しかし、その数は平成17年度の33人から平成18年度は32人、19年度には30人、平成20年度は28人と、平成18年度1人の採用以外は無補充の状況にあります。そういう現状の中での質問であります。

1 番目に保健師無補充のわけをお伺いします。その中での保健行政の推進は十分なのかお伺いします。

2 番目に由利本荘歯科医師会より提出されている、乳幼児期から学童生徒期までの具体的施策を記載した由利本荘市における歯科活動に関する提案書に対する見解についてお伺いするものであります。

大項目の6番目については、「国民の健康は、国民の富より重要である」という言葉を残した、アメリカの哲学者デュラントの言葉を引用しながらの質問とさせていただきたいと思っております。答弁よろしくお願ひいたします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 長沼議員のご質問にお答えします。

初めに、市町村財政比較分析表からとして、（1）の公債費負担の健全度についてで

ありますが、市の平成18年度普通会計決算の結果、実質公債比率が18.3%となり、地方債の発行に県の許可を要する早期是正措置対象団体となったところであります。

市では、平成20年2月7日に公債費負担適正化計画を策定し、20年度以降の市債の発行を抑制し、適正な管理のもと、平成28年度を目標に実質公債費率を18%以下に引き下げる取り組みを行うことにいたしました。

さらに、公債費負担の健全化とともに市財政の健全化を図るため、歳入確保策として、個別の事案に基づく対応や収納体制の強化による未収金対策強化、減免規定の適正運用や受益に見合う負担の見直しなど、さらに類似施設の使用料について、合併によってまちまちなものを平準化し、市民の利益をできるだけ妨げないように統一を図り、また、未利用地を洗い出し、計画的な売却による収入の確保などを実施してまいりたいと考えております。

国保税の税率改正につきましては、合併以来、地域により異なっていた税率を統一し、均一課税とすること、また、制度の運営に必要とする財源を確保するため改正したものであり、全体としては負担の軽減が図られたものであります。

保育料につきましても、国保税と同じ考え方で進めてまいりたいと存じます。

下水道使用料については、合併前の旧市・町ごとに異なる現行の料金体系の統一と、独立採算性の原則に立ち返り、健全な経営が可能な料金の改定について、本年度検討することにしております。

経費の節減と収入の確保により財政の健全化を進め、将来においても、市の発展が持続可能な財政の基盤づくりに努めてまいる所存であります。

次に、2としての人件費・物件費等の適正度からに関してのご質問でございますが、県が公表しております市町村財政比較分析表における本市の人件費・物件費等の適正度につきましては、類似団体等との比較において平均値を下回っておりますが、これは合併に伴う機能強化や体制強化によるものと、広大な面積に散在する多数の公共施設の保有によるものと理解しております。

そのため、本庁各部・各総合支所で行っている事務事業につきましては、庁内における行政改革推進検討委員会のワーキンググループ等において、2,800余りの具体的な事務事業について一つ一つその業務の手順等の検証を行い、課題等の整理・解決を図ってきております。

これまでも、ご指摘のことを十分踏まえてさまざまな改革を打ち出しておますが、先ほど来申し上げておりますように、あるものをなくすということはなかなか大変なことでもあります。

しかし今後は、さらに市民にわかりやすく、利用しやすい、簡素で効率的な組織機構の構築を目指し、本庁・総合支所の事務分担の明確化、事務の効率化に向けた集約化、住民サービスの質の向上を図るという視点に立ち、事務事業の整理・統合を進め、なお一層の事務改善、コスト低減に努め、集中改革プランに沿った定員の適正化を図りながら、将来の組織機構のあり方の検討を進めてまいる所存であります。

また、市が保有する公共施設につきましても、施設そのもののあり方の見直し、施設管理の効率化、受益と負担の見直し等を図りながらコスト縮減に努め、適正化を図ってまいりますのでご理解をお願いいたします。

3点目の定員管理の適正度からについてであります。職員の削減数について、集中改革プランと実際の削減数の差異につきましては、昨年12月定例会の一般質問で佐藤勇議員への答弁では「平成20年度当初で計画を上回る110人の減となる見通しである」とお答えしましたが、その後、臨時職員の処遇の改善が図られたことで、これまで職員定数に加えられていた1年を超える臨時職員が大幅に減ったことにより、平成20年度当初の減員数は194人となり、計画のさらなる推進が図られております。

一方、市町村財政比較分析表についてであります。類似団体とは、ご承知のように人口や産業構造により全国の市町村を35の類型に分類した結果、当該団体と同じ類型に属する団体を言うものであります。

平成18年度決算の同表にありますように、人口1,000人当たりの職員数は13.77人で、類似団体の8.40人に対し5.37人上回っており、本市は類似団体48団体の中で45位に位置しています。

この理由として、1市7町に加え一部事務組合で運営しておりました2つの消防組織との合併であること、さらに広域市町村圏組合の業務でありました情報処理と清掃センター業務のほか、矢島鳥海清掃センターの業務に係る職員が加わったことが挙げられます。

また、単純比較できない事情として、48団体中、最も広い面積を有し、人口密度は46番目という状況から総合支所制をとっていることのほか、保育園や幼稚園、診療所、学校等の直営施設の多さ、さらには学校給食の自校方式、また、学校そのものの数が多いことなどが挙げられます。こうした特殊事情は類似団体の分類には反映されていないものであります。

いずれにいたしましても、今後も集中改革プランに沿った職員の削減を進めるとともに、計画期間である5年を終了した後は、総合発展計画の財政計画で想定した職員数の見直しも視野に入れるとともに、直営施設の運営のあり方や総合支所を初めとする組織機構のあるべき姿を検討し定員の適正化に努めてまいりますので、よろしくご理解くださいようお願いいたします。

4の将来負担の健全度からについてのご質問であります。本市の厳しい財政状況につきましては、市議会や地域協議会を初め広報等でお知らせしてまいりましたが、公債費負担適正化計画及び新たに策定する財政計画素案を議会に示しながらご理解をいただいた上で、総合発展計画主要事業の見直し作業を進めてまいりたいと考えております。

見直し対象は、21年度からの6カ年の主要事業であり、見直し方法につきましては、全体としては各部局・各総合支所単位での主要事業予算枠に配慮しながら、優先性・緊急性や効率性などについて内部評価を実施し、その内容を精査しつつ、事業実施の延伸や事業費圧縮も含めた調整をしたいと考えております。

大きい2番の文化複合施設建設と区画整理事業完成からについて、そのうちの1点目の文化複合施設の管理運営はについてであります。今年度より着工予定の文化複合施設につきましては、現在、建築確認申請に要する資料作成の最終的な詰めの作業に入っております。

施設の内容はこれまでも皆様にお知らせしているとおり、コミュニティーセンター機能と図書館機能を核とした複合施設であり、今後その管理運営についても十分に検討が

必要と考えており、関係団体や市民の皆様から広くご意見を伺いながら管理・運営体制のあり方を検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

その2として、中心市街地の活性化に関する法律に基づく魅力的な市街地形成についてでございますが、本荘市街地におきましては、平成10年度に本荘まちづくり検討委員会や市民アンケートを実施しながら旧法に基づく本荘中心市街地活性化基本計画を策定しており、この計画に基づき本荘中央地区区画整理事業や住宅市街地総合整備事業、由利橋架け替え事業、旧由利組合総合病院跡地整備事業などを進めてきているところであります。

この基本計画にあるソフト事業のTMO設立の検討については、商工会や地元の方々との協議や先進地視察を行うなど研究・協議を重ねた経緯がありますが、全国各地の活動事例においてもその多くが機能していない状況にあったことなどから、設立に至らなかったものであります。

いずれにいたしましても、改正されました中心市街地活性化法の趣旨にもある、にぎわいのあるまちづくりについては、TMOに限らず地域の方々、商業者などとの連携した取り組みが不可欠と考えており、今後も関係団体と協議し対応してまいりたいと考えております。

次に、大きい3番の総合支所の空きスペースの利用について、その1は、補助金削減の中で外郭団体への貸し付けは、その2は、活用検討委員会の設置等の考えはについては、関連がありますので一括してお答えいたします。

行政財産の貸し付け範囲等につきましては、平成19年3月に施行された地方自治法の一部改正において、その取り扱いが拡大されたことはご承知のとおりであります。

これは、行政財産は公用・公共の用に供するための財産であり、その行政活動の支障とならないように貸し付けなどが原則排除されておりましたが、市町村合併や行政改革の進捗により庁舎等の空きスペースの有効活用が検討され、現行の行政財産制度のスキームを維持しつつ、行政財産である建物の一部貸し付け等を可能とする規定が整備されたものであります。

改正前においても行政財産である建物の貸し付けは認められないものの、その使用の方法として「その用途または目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる」とされており、市においてもJAやその他の団体に目的外使用として短期間の使用を許可し、必要に応じて使用期間の延長を許可してまいりました。

改正後においては、庁舎等行政財産として一体的に管理、公用または公共用に供している建物の一部に空きスペースが生じ、現に使用され、または使用されることが確実であると見込まれる部分以外の空きスペースについては、長期的な貸し付けが可能とされました。

本市におきましても、機構改革等により各総合支所の事務スペースや会議室などの一部に空きスペースが生じてきておりますが、今後は長期的な貸し付けが可能となったことから、長期の貸し付けが可能と思われる団体等から申請があった場合は、庁舎の利用形態や管理上の問題などを研究し、長期貸し付けの妥当性を検討してまいりたいと考えています。

合併前においては、各地域の庁舎は各町の拠点として位置づけられてきたものであり、

合併により総合支所となった現在においても、地域の拠点として、また、開放型の庁舎としても位置づけ、市民の集いの場として活用していかなければならないと考えております。

また、活用検討委員会の設置等の考えはについてのご質問であります。今後、機構改革等により総合支所庁舎の空きスペースは増加していくものと考えられますので、今後、設置について検討してまいります。

次に、大きい4の小規模保育園について、その1の小規模保育園に対する今後の支援体制はについてであります。小規模保育園は、定員20人から60人未満の間で認可される保育所であります。

東由利地域のみどり保育園は、現在、定員30人に34人の児童が入所しております。

東由利地域は、出生数が平成9年度には46人でしたが、平成19年度には18人まで減少してきており、みどり保育園では年々入所児童数が減少してきていることから、従来の定員45人を、平成19年度には30人に減員する認可変更申請を県に行ったところであります。

民間保育園の運営については、国が定める保育単価による支弁額で運営することが基本であります。定員20人から30人までの小規模保育園については、保育単価が一般の保育園より高く設定されております。民間保育園には、運営費委託料のほか延長保育促進事業、保育所地域活動事業などの特別保育事業には国の制度に基づき支援をしておりますが、市の単独による支援については困難な状況でありますので、ご理解をお願いいたします。

その2として、延長保育促進事業の補助金カットの経緯でございますが、延長保育促進事業は、午前7時から午後6時までの通常保育の前後に時間を延長して保育を行う事業であり、本市では公立及び民間の25の保育園で午後6時から午後7時までの1時間程度、延長保育を行っております。

この事業は、民間保育園への補助事業として実施しておりますが、矢島及び東由利地域においては延長保育の時間帯だけ保育士を確保・雇用することが困難であることから、日中の時間帯から保育士を確保せざるを得ない延長保育推進事業と、利用児童数に応じて補助金が設定されている延長保育事業の2段階構成で補助金額が算定され、その合算額を補助金として交付しているものであり、次世代育成支援対策交付金事業の主要事業となっております。

なお、本荘地域では、従来から延長保育事業のみの補助事業として実施してきたところであります。

ご質問の補助金は、延長保育推進事業に係る部分であります。従来は両事業とも国庫補助事業でありましたが、三位一体改革の一環で平成17年度から次世代育成支援対策交付金事業へ制度の切りかえが行われたものであります。事業内容はそのまま継承されましたが、補助基準額がなくなり、評価ポイントで算定される交付金事業費に見合った従来の国庫補助基準額を参酌してきたところであります。

申し上げましたとおり、延長保育推進事業については矢島及び東由利地域の民間保育園でのみ行われ、本荘地域では実施していなかったことから、他の保育園との公平性を図る観点から、また、補助基準額を由利本荘市の実情に合わせ、事業実施に必要な2人

分の臨時保育士人件費分として、本年度より1保育園当たり354万円に減額したものであります。

なお、矢島及び東由利地域においては、保育士を確保する事業として引き続き延長保育推進事業と延長保育事業との合算額により支援していきたいと考えております。

次に、大きい5番のへき地医療について、1点目は医師及び歯科医の確保、へき地診療所の機能、2点目は高齢による民間医師の撤退等で無医地区等の拡大による今後の対応についてであります。関連がございますので一括してお答えいたします。

初めに本市のへき地医療の状況について申し上げますと、秋田県の医療保健福祉計画では、へき地医療対策の対象となる無医地区が、西沢、百宅、西久米、野宅、須郷・大吹川、軽井沢の6地区、準無医地区が、祝沢、沼、高村の3地区となっております。

このうち、西沢、須郷・大吹川、軽井沢、沼、高村の5地区については、へき地医療支援機構のもとに、へき地医療拠点病院として指定されている由利組合総合病院が医療支援として週1回から隔週1回の巡回医療を行っております。

東由利地域の祝沢地区につきましては、東由利総合支所が最寄りの診療所への患者輸送事業を隔週1回実施しております。

鳥海地域の百宅、西久米、それから野宅の3地区につきましては、定期交通機関の運行回数が少ないことから無医地区になっておりますが、笹子診療所、直根診療所が最寄りの医療機関として診療を行っております。

へき地医療に携わる医師及び歯科医の状況を申し上げますと、過疎化や高齢化が進展し24時間の診療対応が求められる中で、診療所の運営や診療活動などの医療を提供する環境は非常に厳しい状況であります。

また、無医地区等で診療支援活動を行っている由利組合総合病院では、巡回診療の担当医を確保することが医師不足を深刻化する要因にもなっていると伺っています。

医師の確保については、へき地医療のみならず地域医療においても臨床研修医制度の必修化や医師の専門化に伴い医師の偏在が顕著となっており、特定の診療科では深刻な医師不足の状況にありますので、本市としましても喫緊の課題であり、市長会等を通じ国・県に要望しているところであります。

次に、へき地診療所の機能充実についてであります。本市では、へき地診療所として2施設を開設しております。東由利地域の犬養診療所では内科と小児科、由利地域の鮎川診療所では内科と外科を診療科目として、由利組合総合病院から医師派遣による診療支援を受けて週1回の診療を行っております。

その機能につきましては、一次医療が目的であることから高度な医療機器は備えておりませんが、へき地診療所として必要な機能は整っております。

次に、高齢による民間医師の撤退等で無医地区等の拡大による今後の対応についてであります。へき地医療に携わる開業医の中には、高齢でありながら担い手がいいため診療活動を続けている医師もおりますが、診療所を閉じたことにより、その地域に他の医療機関がない場合は、当該地域の中に国が定める無医地区の定義と一定要件に該当する地区があれば無医地区となります。

その対応としましては、地域住民の医療を確保するため、へき地医療支援機構や、へき地医療拠点病院に巡回診療や医師派遣を要請すること、市の保健師による保健指導の

強化、患者輸送事業の実施などが考えられますが、無医地区等の住民が安心して医療サービスを受けられるよう、県や関係医療機関とも連携を図りながら、より効果的なへき地医療提供体制を模索してまいりたいと存じます。

6番の健康日本21から考える保健行政の中の、1つ目の保健師無補充のわけは。その中での保健行政の推進は十分かとのご質問でございますが、初めに保健師の補充についてであります。現在の保健師の資格保持者は28人であり、健康管理課ほか長寿支援課、地域包括支援センター、各総合支所福祉保健課、東光苑、鳥寿苑に配属しております。

このうち、実際に保健師としての業務についている職員は25人で、ほかはケアマネージャーの業務に2人、看護師の業務に1人となっております。

合併から昨年度までの保健師の定年退職者は6人で、これに対し新規採用者は1人でありました。

退職者の補充は、保健師業務以外の業務を行っていた職員の復帰や、各総合支所ごとにまちまちであった保健師数の統一、さらに福祉関係の業務増に対しては兼務を発令して対応しております。

適正な保健師数についてまだ確定しておりませんが、従来の成人保健・母子保健事業、包括支援センター業務、自殺予防を含めた精神保健事業などに加え、今年度から医療制度改革に伴う特定健診・特定保健指導など国民健康保険者としての業務の増加が見込まれるなど、今後の事業状況を見きわめながら定数の適正化を図り、市民の健康づくりに対応できるような体制づくりに努めてまいります。

2つ目の由利本荘歯科医師会より提出されている、乳幼児から学童生徒期までの具体的施策を記した「由利本荘市における歯科活動に関する提案書」に対する見解とのご質問に対しましてお答えしますが、歯科保健につきましては、21世紀における国民健康づくり運動の指針である健康日本21に位置づけられ、本市においても市民の健康づくりの一環として、乳幼児歯科健康診査や歯科指導を初め妊婦歯科健康診査、保育園児・学童生徒の歯科健康診査、歯みがき指導、フッ素洗口事業、歯周病検診など、乳幼児から高齢者を対象とした各種歯科保健事業を実施しております。

こうした健康診査などを通して、乳幼児・学童生徒の歯科健康審査結果と成人の歯科疾患実態調査結果では、いずれも全国レベルを下回っている状況であります。

このような状況を改善するためには、乳幼児期から高齢期までの一貫した歯科保健活動指針が作成されるべきであるとの観点から、昨年11月に由利本荘歯科医師会より、実務担当協議会の設置や広報紙による住民への情報伝達など具体的な施策提言があったところであります。

本市といたしましては、提言された内容の中で合併時に統一事業とした乳幼児健康診査時の歯科衛生士の活用や、デントカルトの活用、保健師・栄養士との協力など既に実施している項目もありますが、由利本荘歯科医師会の協力のもと、歯科衛生士による個別歯科指導及び食育の推進も含めた栄養士による栄養指導など継続実施してまいります。

さらに、乳幼児健康診査からの歯科データの集約と分析、そこから浮上する問題点を共有しながら提言の内容について課題などを整理検討し、専門的な見地からの貴重なご提言でありますので、可能なところから今後の歯科保健を含めた健康づくり事業に反映してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 10番長沼久利君、再質問ありませんか。10番長沼久利君。

10番（長沼久利君） 丁寧な答弁、本当にありがとうございました。

やはり1人当たりの市民負担額とかと私が質問したわけでありませけれども、やはり具体的なものが、やはり今、市民、いろんな消費者物価の高騰やらそういう形で不安を抱いておる中で、いち早く提示してほしいなという願いがあったということをお含み置きいただきたいなと思います。

あとは、1つだけありますけれども、小規模保育園。先ほど申し上げましたが、私15人という出生数、もしかしたら間違っているかもしれませけれども15人ですか。それで、20人規模となるとなかなか難しいということでもあります。30人規模になりますと国のいろんな規約といいますか、認可等の縛りから解ける部分がありますけれども、20人となると大変経営的にも難しいということでもあります。市長、先ほど保育単価が高いから、または延長保育の促進事業の補助金があるからというような答弁をしておりますけれども、補助金もこれカットされております。単価もやはりこれ、24年度でいきますと11人ですか、平成23年度が16人、24年度が11人という見込みまでその数字が出ています。こういう状況の中で、果たしてこの単価の部分で解決できるのかなというようなことを私は心配しているわけであります。

これは島根県の川本町の補助金の交付要綱を見ましたら、20人以下の小規模保育所にあつての交付要綱が掲示されておりました。これなんかもこの後いろいろな情報を共有しながら、ぜひ地域においては公共機関としての位置づけはもう保育所が一番最初の機関であるということでもあります。地域が一つのまとまりをもっていくためには非常に大切な機関であるというようなことも含めながら、ぜひ今の補助金でいいということではなくて、再度この20人以下、30人、20人、10人規模というものの考え方の中で一律な補助金とかという考え方ではなくて、ぜひ支援体制を強化しながら、指定管理への移行も含めて議論をされているわけでありませるので、整理をしてほしいなというようなことをお願いしたいと思います。その辺について答弁をお願いします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 長沼議員のご質問にお答えしますが、1人当たりの負担額、これは私たちも市民に対してその負担はどういう割合でこうなっているかということを知りやすく説明する責任もあろうかと思ひます。先ほどのご質問にもお答えしておりますが、その地域地域、合併した市町村の形態によっては非常にまちまちな点がござひます。それで私たちは、この地域には何が優先すべきなのかというようなことの観点から、そういう意味でこの負担はこうなってるんだということをぜひとも説明をするような、そういうことでの検討を進めてまいりたいと思ひます。

それから保育の問題であります、これ非常に大事な問題で、次代を背負う子供たちをよく育てるといふ意味では、本当に大変な重要性を持っております。それで例えば地域としては、どのように支援することができるのかということもまた検討が必要かなというふうに思ひます。今回、平成20年度の予算を組むに当たりまして大変苦労したのは、その補助金、平成19年度に比べて平成20年度の補助金等について、相当何ていうんでしょうか、削減したのもござひます。大変この補助金というのは、今までのと

おりであればいいけれども、少し下がると大変だ大変だということで、みんな大変でございますんで、その辺については市民のご理解をいただかなきゃならない状況であります。これは県の方もそうなんです。国の方もそうなんです。別に人のせいにするのではなくて、由利本荘市はどういうふうにしなければいけないのか、そういうことでこういうふうにして減少になったんだということのご理解の上に、いい市をつくってまいりたいと、このように思います。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 10番長沼久利君、再々質問ありませんか。10番長沼久利君。

10番（長沼久利君） 要望になると思いますけれども、矢島、東由利だけやっていてほかはやってなかったと。だからなくしたというような答弁が私の脳裏に焼きついてますけれども、そういう視点でなくて、ぜひ補助金というものは一律という補助金のものの考え方ではなくて、必要な部分と不必要な部分のその辺のしっかりとした精査を行いながらお願いをしたいと思います。答弁はいりません。

議長（井島市太郎君） 以上で、10番長沼久利君の一般質問を終了いたします。

この際、約10分間休憩いたします。

午後 2時20分 休 憩

午後 2時33分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。28番齋藤作圓君の発言を許します。28番齋藤作圓君。

【28番（齋藤作圓君）登壇】

28番（齋藤作圓君） 28番齋藤作圓であります。ただいまは井島議長にお許しをいただきましたので、大項目4点につきまして市長にお伺いをいたしたいと存じます。

柳田市長におかれましては、合併以降、本市発展の基盤づくりのため粉骨砕身の努力を払われ、県下随一の面積を誇る本市の施策推進に頑張っておりますことに対し、深甚なる敬意を申し上げます。

1市7町の合併後、早くも市長におかれましては4年目途中でございます。柳田市長には来年、2期目の市長選出馬あるのではと存じますが、しかし現在の任期は残すところ10カ月となっているわけでありまして。この残された任期中に、柳田市長のまれにみる優れた行政手腕をさらに振るっていただくめにも、次期は次期、今期は今期として、その点を十二分に考慮された上でのご答弁をお願い申し上げます。

1点目の質問であります。市民が主人公の市政を推進するには、それに携わる市職員の皆様方の対応が極めて肝要であり、人づくり教育の面における市職員教育訓練について伺うものであります。

合併後まだ日の浅い市職員の皆様については、職員削減もあり、ありとあらゆる面が新しい対応であり、市職員の皆様のそのご難儀には常々感謝をいたしておるわけでありまして。

しかしながら、幾ら頑張っても、一部職員からは旧町・旧市職員の日常職務の判断基準の格差や身分の待遇等で報われない事情からの不満など聞こえてまいったこともありました。

昨年の晩秋でありましたが、市庁舎の所番地で差出人のない封書が旧町議員宅に届きました。どうしてなのか、旧市の議員の皆様には送付なきようでありました。その文面から推し量りますと、即断定はできないわけではありますが、本市の行政執行に日常携わっている方であろうと存じます。確認されたわけではございません。しかし、1市7町合併をした由利本荘市としての将来にかかわるきわめて重大な問題ですので、本市職員の人材育成に対する所感を述べさせていただき存じます。

封書は市長、副市長、理事、部長、議員に対する批判等、市役所の資料などを含めましてA4版19枚ほどでありました。私はその方のご意見を拝読し、合併し9万市民の公僕たる職員皆様のお考えだとするならば、第一番に被害を被るのは納税をしていただいております由利本荘市に在住し、生活をいたしております市民にほかならずと、啞然とした次第でございます。実は昨年の12月定例会で取り上げようと思ったのでありましたが、少なからずとも実態がどうか調べた上でと、今回になりました。申されるとおり、旧市と旧町の職員間のプライド的な部分、職員労組との差異など、これでは到底、市民を後押しし、合併格差解消できる環境にあらずと思える部分もあり、率先垂範の期待を裏切るような行為もあったのでございます。今、どの企業でも、企業は人なり、ものづくりも人なり、もちろんどのまちでも全国レベルでまちづくりも人づくりからと、その人材育成には、その実を上げんがために学習及び訓練を、寸時を惜しみなくアクションを起こしているのであります。

したがって、当市の職員教育、危機管理体制等に対し、いいのかこれだと思う節もあり、市民が主人公の由利本荘市が根幹であれば、なおさらに伺うべきとの判断でありますので、ご理解を賜る次第であります。

文中の一部をあえて披瀝をさせていただきますが、「市長、副市長は旧7町の職員のこと何事も考えていない。したがって、私たち旧7町の職員は、与えられたことは消化するが、改革精神、向上心、リーダーシップなど前向きな姿勢は一切取らず、指示待つ職員に徹しようでないか。」と呼びかけている文語であります。

議員に対しては、「旧7町の議員は真剣に旧7町の職員初め地域のことについて、一部の議員を除き考えていない。旧本荘市も旧7町も均衡ある発展を望んでいるのであるが、片手落ちな対応、旧本荘市職員は優遇、旧7町の職員は人事に対し閉塞感でいっぱい、ばかにするな。」などとあります。

さらに議員については、「職員給与是正と地域発展に対し、議員はオール与党化し、議員本人のことしか考えていない議員ばかり。意に反する議員は次の選挙には落選してもらおう。」というふうな文言であります。まだまだ市特別職、部長クラス等に対する酷評はありますが、切りがありませんので控えます。

合併して3年目の平成19年度の人事にまつわる、あるいは18年度からの人事にまつわる件並びに職員コミュニケーションなどから端を発しているようであります。しかし私の考えからでも、その成果を出すまでには、本市といたしましてまだまだ時間が必要であります。人事関係も大切であります。まずは新市にふさわしい人材を育てなければならないことは、世の中の今までの歴史から見ても常識のうちであります。

合併後これまで当局執行部の皆様も、議員の皆様も、市職員の皆様も、職員が職務に精励しやすい環境づくりのための事項はもちろん、主権者である市民の皆様の福祉の増

益のため、均衡ある発展の施策を第一に、社会の諸情勢と照らし合わせながらの議論は疑いもなく実施をされてきたのであります。

先日、惜しまれながら他界をされました故佐々木喜久治前秋田県知事さんは、県職員を前に「1円の税金の重みを知り、主人公である県民に対し、仕事をしっかりとやらせていただくという意識を持って県民に接しなければならない」と、公務員として納税者に対する自己認識を深めなければならないことを説いております。それは我々議員とて同じことであります。

憲法15条の2においても、すべての公務員は全体の奉仕者であり、一部の奉仕者ではない。また、地方自治法2条の14項においても、地方公共団体は最少の経費で最大の効果を上げなければならないと、うたっているわけであります。

さきに申し上げたごとく、己の気に合わない職場の状況に関する事で、単に指示を待つ職員に徹する職員が、もしたとえ一人でもおられるとするならば、極まりない税金のむだ遣いも甚だしい限りでありましょう。市長部局の危機管理に欠如があると思いません。今どきの雇用状況や経済環境の中で、企業等は生き残りをかけ、死にものぐるいで奮闘、市民の声では、親方日の丸として生涯安定的な公務員を横目で見ていることも確かであります。市民に対しては、市職員も我々議員も奉仕者であることへの信義を貫かなければならないのであり、仕事の定義は、常に前向きに汗して知恵を出すのが仕事であり、定められた、言われたこと意外は知らんふりは、ただの作業であります。

企業の会社づくりは人づくり、ものづくりも人づくり、人が育たぬ会社は崩壊をする、これが原則であり、だから人材育成に力を傾注し、消費者ニーズの先取りを行い、企業間競争に勝つ努力をいたしているのであります。

市長部局での市職員のあるべき人材育成の体制、対応をいかに位置づけ、向上心訓練を図っていくのか、しっかりと確立をしなければ、市民の市政に対する信頼は望めないものであります。

企業が日ごろ目指す人材育成教育7条は、あえて例を挙げれば、次の目標を掲げ、その努力をされておりますが、ぜひご参考にされたく存じます。

- 一つ、仕事に誇りをもてる人。
- 一つ、仕事にむらのない人。
- 一つ、高い目標に向かい遇進する人。
- 一つ、成果に責任の持てる人。
- 一つ、先を読み仕事を追える人。
- 一つ、成果に対する対価がその報酬だと思える人。

7条目、最後は、甘えなく、能力向上に努力する人。

など、民間企業の目指す社員教育づくりは、しかも緩みなくシステムとして定着化しているものであります。由利本荘市の将来の揺るぎない発展も、市民も職員も人が人たるとして育たなければならないと存じます。重要な課題として市職員の人材育成は、高度に論理観を醸成させながら、凜とした人材をつくるための育成に努力しなければならないのではないのでしょうか。これは豊かな由利本荘市の形成を目指して進まなければならないほど、こういう人材を必要とするのであります。そしてまた、人材育成は一過性ではなく継続した取り組みとして、その方策などを考えて実践していかなければならないも

のと思います。柳田市長の考えをお伺いいたすものでございます。

2番目は、旧国立療養所秋田病院跡地等、市庁舎移転問題を含む他施設の今後について伺うものであります。

当時、国立療養所秋田病院存続問題は、歴史に残るほどの多くの難題がございましたが、その後、平成17年1月、旧本荘市はその跡地12万8,000平米を8億1,000万円で、市土地開発公社に取得する段取りを取ったのであります。

当時、厚生省との整備将来計画（案）としては、スポーツゾーン、防災ゾーン、福祉ゾーンの予定であると伺っております。

スポーツ関係では、市立体育館の現在の建物自体の老朽化と設備機能不足などによるため、旧本荘市内に新総合市立体育館建設に多くの声が上がっているようであり、遠くない時点での施設整備が望まれておりますが、少し飛躍した話になりますけれども、旧大内町の現在の市立総合体育館の隣併設で新総合体育館を建設することによって、市民の各種競技や全国規模の大型の大会開催ができ、機能が何倍も向上されると予想されるので、その考えも今後の議論の対象であってもいいのではないかとという市民の声もまたあるやに伺っております。がしかし、現時点では国療跡地も利便性から適地であることも確かであります。

さて、そこで施設関連で、合併後にわかに市役所移転の話題が話題を呼んでおりますが、合併協議会当時には市役所新築の話題は一切なかったし、建設はしないと伺っておりますが、しかし、旧由利組合総合病院跡地に文化複合施設の多目的ホールの建設完成後、現在の文化会館を取り壊し、跡地に市役所移転建設をする旨の話題が市当局内部から出たようであります。その内容から総合すると、合併特例債の起債制限の最終年は平成26年度まであり、逆算では実施設計をなるべく早い時期に完成させる必要が出てきているようであります。

しかし考えてみますと、現庁舎は昭和46年建設で37年経過をしておりますが、鉄筋コンクリートづくりの構造からいえば、たかが37年であります。私は、まず耐震診断の実施を行い、補完しなければならないとすれば必要な補強策を進めることが、今施さなければならない市民のためにある施設を管理する自治体における管理体制であろうと存じます。

ここで、少し現市役所並びに周辺構築物関係の整理をしてみたいと思いますが、まず第一に現庁舎は、ご案内のように1971年に建設されたものであるが、阪神大震災以前の構築物であり、耐震性能のランクが明確にされておらず、1981年に制定された新耐震基準を満たされればよかったわけでありました。しかし、1995年（平成7年）この庁舎建築後21年目に阪神大震災がありまして、その10月に建築物耐震改修の促進に関する法律が公布をされました。このときに官庁施設の総合耐震計画基準が制定になり、構造体が3つのレベル、それに免震構造、それと制震構造、この5つのカテゴリーの制定であり、これが既存不適格建築物の耐震性能の目標になっているわけでありまして。したがって、本庁舎は5つのカテゴリー値がどの値になっているのか、補強は無理なのか、補強できるとすれば費用は、時期はなど、危機管理上からもこの診断が必要であり、今後の取り組みが出てまいるわけでありまして。聞くところによりますと、診断費用は約500万円くらい前後ではと伺っております。

そこで少し調べてみましたが、本庁舎と同じ年代に建築された諸官庁施設全国にあります。耐震補強を実施されている諸官庁施設もございます。その技術はかなり高度であり、今どきの鉄骨等価格高騰を考えれば、費用の点でははかり知れないほど格安であるようであります。

また、市庁舎周辺の構築物、土木車両車庫、元食堂など撤去されるものであるとすれば別箇所に移動して、消防署、駐車場等、まだまだ有効利用の幅が拡大されるものと存じます。

財政の緊迫している現況、その極みの中で現在の市庁舎を取り壊し新庁舎を建設するなど、時期早尚、無理難題も甚だしい限りであると言わざるを得ないのであります。

合併特例債の最大の目的は、合併の際生じたさまざまな不均衡をいかに格差是正し均衡あらしめるため、その事業に充当するかが合併特例債の趣旨であります。合併特例債といえども借金であることには間違いなく、その30%は持ち出しであります。

私が申し上げなくとも皆さんわかっていることではありますが、あえて申し上げたい。市庁舎移転新築は本市の財政的現況及び合併格差、市税収入の割合弱小、総合的な産業面の推進策、観光面の可能性を引き出す推進策のおくれなどから考えても、箱物である市庁舎建設は最後の最後まで建設実施されるべきではなく、今後の財政の許される範囲の中で市民のご理解を得ながら綿密な計画に努め、目標年次と基金造成を図ることこそ、自治体の緊張感のある管理体制ではないでしょうか。そのような将来計画樹立の中で、市庁舎建設時期、年代になればまだよい適地があるかもわかりません。特に、由利地域振興局などの庁舎敷地等、今後県の方向性も視野に入れながら選択の幅がふえるかもわかりません。現時点では国療跡地使用を考え市庁舎敷地として確保しておくことが、本市にとっても、市民にとっても極めて重要であり、発展する由利本荘市の構築、市民総参加のまちづくりではないでしょうか。

さらに関連して考え合わせますと、旧由利組合総合病院跡地に多目的ホール完成の暁には、現文化会館跡地を見直し案として、由利本荘市の中心都市の現状で最もイメージの評価が悪いのは、午前中の質問にも多々あったわけでありましてけれども、市街地中心地内の駐車場のスペースの問題であります。

市街地機能の充実を図る上で、現文化会館周辺の公園スペースも考えながら整理改善し、市営駐車場としての発想も将来に向けての市街地活性化の道しるべとして、一つ一つの積み上げがより重要であり、その積み上げが発展するまちづくりに最大寄与するものと存するのであります。柳田市長には忌憚ないお考えをお伺いいたしたく存じます。

第3点でございますが、循環型社会を目指した、エコタウン構想推進条例制定の考えはないかをお伺いをいたします。

本条例制定の質問は、現在既に県内近隣で条例化されている横手市、能代市、北秋田市、東成瀬村、小坂町、鶴岡市等の先進事例のあることを最初に申し上げておきます。

さて、今、世界の国々における地球温暖化現象に対する取り組みは、京都議定書目標達成計画に沿い、効率的なCO₂削減に向け、各国ともあらゆる分野において研究実践をされております。

我が国日本においても、地球温暖化対策推進法に基づきながらその事業推進を図っておりますが、具体的には環境省が中心となり、地球に優しい環境づくりのためバイオ燃

料事業の技術開発研究、省エネ技術対策、廃棄物処理関係事業を含め地球温暖化対策関連事業予算は1兆2,166億円となっております。今日、地球温暖化現象がその極みに達し、いかに大変な事態に陥っているかを伺えるものであります。

我が秋田県においても、エコ関係に対する取り組みが県立大学や県立総合食品研究所等中心に行われております。

この地球上の環境問題、地球温暖化に対し何らかのアクションを起こし、人間としての責任の分担を担うのが自然界地球上に生存する人間としての役割でもありますが、しかし一人ではできません。でも、この大きな問題を一人一人が自覚することによって、人類すべてのものがそれぞれに分担的にその機能を発揮することでより大きな力となることができるものではないでしょうか。

県内一広大な面積を誇る由利本荘市、自然との共生を目指し、その特徴ある地域形成のための活動の推進上、まず行政主導の条例制定は、地域の生活と産業を結合させて持続発展可能な循環型の最も地球に優しい由利本荘市へと形成されるものと存じます。また、県立大学との緊密な関係を図れる有利さも本市の特徴と言えましょう。

今少し考えてみますと、地球温暖化現象は、我々人間が秩序なき生き方をはばかりことなく続けてきた結果の報いであり、自然に対する感謝の念の喪失にほかなりません。今、この地球上の秋田の由利地域に暮らす我々は、地球温暖化に対し、それぞれみずからの考えの中で何を語り、何を学び、どう行動を起こすべきか、地球に対しその答えを出さなければならないときと言えましょう。地球の環境を思いやり、地球上のすべての自然が人類共有の財産となれるよう本市の環境づくりの基本条例の制定を強く望むものであります。未来永却、輝く地球をみんなで優しく包み育てようではありませんか。柳田市長の英断を望むものであります。

最後の4点目でございます。日本海沿岸東北自動車道、仁賀保本荘道路及び西目パーキングエリア等についてでございます。

日沿道にかほより岩城インターチェンジ間が昨年9月17日に開通以来、その利便性が大好評を受けており、沿岸住民も高速交通体系の進展を実感いたしておるところであります。地域の熱い要望にこたえ、事業の促進にご尽力されました国交省、県、市当局など関係機関に深く敬意を表するものであります。

まだ感動の余韻が残る、46年ぶりに開催されました第62回秋田わか杉国体が盛会裏にその幕を下ろしたのも、この日沿道が供用開始したことにより車の円滑な移動と時間の短縮が大きな要因の一つであります。

供用開始1カ月後の国交省で実施されました交通量調査の結果、にかほ 岩城間の交通量は1日当たり1万100台と発表されました。日沿道が生活面に与えるメリット、効果が伺えるところがございますし、日沿道の開通は多面的な活力の創出が期待できるものであり、さらに、にかほ市から以南延伸することにより経済的發展を呼び込めるものであります。

しかし、走る機能に対する利便性の向上であっても、交通安全上からも休憩機能もまた必要であります。

現在、西目地域内にパーキングエリアが設置されておりますが、サービス機能は限定されたものであります。予定では、象潟インターから秋田ジャンクション、約65キロ

メートルの距離となるようではありますが、西目パーキングエリアが唯一の休憩施設のようであり、ドライバーから施設の機能向上を求める声が出てきております。

5月のゴールデンウィークは駐車場が不足し、一時的ではありますが混雑をいたしました。したがって、今後の利便性機能充実のため延伸を強く熱望をするものでありますが、延伸することにより混雑が一層顕著になることは今から予想をされるところでございます。

現在の西目パーキングエリアの機能は、駐車場、園地、公衆便所、無料休憩所ではありますが、高速道と同等の機能を持つことにより、由利本荘市、にかほ市の観光案内はもとより、特産物の販売などサービス提供の拠点として利用が高められ発展が見込めるものであります。

また、幸いこの区間の通行は無料でありますので、休憩施設等への管理道路を整備することにより、車の乗り入れも可能となります。車の乗り入れができることによって、周辺住民の利便が高まると同時に新たな産業の創出が現実となります。

この日沿道については、国道7号のバイパス機能を有し、日本海沿岸東北自動車道として、仁賀保 本荘、本荘 岩城の新直轄の自動車専用道路であります。現在、西目地内のパーキングエリアは、ドライバーの休憩トイレタイムとして非常に便利に利用をされております。がしかし、ドライバーの皆さんの声とし、自販機及び売店など要望も数多く上がっております。高速道路と違いサービスエリア設置とはならないようではありますが、西目バイパスロードサービスとして近い将来、酒田インターから秋田ジャンクション間の唯一のバイパスロードサービスとして、現在のパーキングエリア施設拡大の方向でご検討をいただき、あわせて由利地域の産業、観光の案内を含め、自動車道上下線乗り入れ可能な段取りを由利本荘市として国交省関係機関への働きかけを行うためにも、休憩施設拡大及び乗り入れ接続事業推進のための地区協議会の設立を強く望むものであります。市としての将来構想を想定するべきと存じますが、特に柳田市長のこの任期中に地区協議会設立起草を強く望むものでありますので、市長のさらなる英断を求め、私の一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 齋藤作圓議員のご質問にお答えしますが、その前に、ただいま激励をいただきましてありがとうございます。それでは、質問にお答えをいたします。

初めに、市職員の人材育成、教育訓練等どう行われているかについてお答えします。

職員の人材育成については、平成9年に自治省から地方自治・新時代における人材育成基本策定指針が示され、人材育成に関する基本方針を各地方公共団体が策定することとされており、また、地方公務員法では研修に関する基本的な方針を定めるものとされております。

これを受けて本市では、平成18年4月1日付で由利本荘市人材育成基本方針を策定しており、研修のみならず人事管理の面から人材育成の方向や方策、多様な人材の確保、人材育成推進体制の整備等についての方針を定めております。また、これを補完するものとして職員研修基本方針を同時に策定し、人材育成基本方針に掲げた目指す職員像を

示して、職員研修の目標としております。

これらをもとに、能力開発や自己啓発等の各種職員研修への参加や自主研修の実施のほか、人事管理、職員採用等を実施しておりますが、目指すところは、ひとえに市民から信頼される職員の育成であります。

そのためには、職員一人一人が全体の奉仕者であることを改めて自覚し、意欲を持って職務に取り組むことはもとより、市民に身近な行政サービスの担い手としての心構えや効率的な行政運営を行うための経営感覚を身につけることが必要でありますので、人材育成に当たっては、今後民間の事例も参考にしながら、より実効性のある施策の実施に努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

次に、2番の旧国立療養所秋田病院跡地等、市庁舎移転問題を含む他施設の今後についてお答えします。

現市役所本庁舎は昭和44年10月、当時の建築基準法に基づき建設されたもので、その後、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を目的として建築基準法の改正が重ねられておりますが、庁舎の外壁補修等外装改修は実施しているものの、耐震構造調査は実施していないのが実情であります。

ことしで39年を経過しようとしております現庁舎は、事務スペースや会議室等の狭隘さ、窓口の分散化により、職員はもとより市民や議会の利便性にも支障を来しており、市民サービスの向上を図り防災や情報伝達の拠点としての新庁舎の建設は、各総合支所の位置づけや役割を含め、まちづくりを進める上で検討すべき課題であると認識いたしております。

そのために、今年度中に策定を予定しております市街地開発のグランドデザインである都市計画マスタープランともリンクさせながら、人口9万人の市の顔にふさわしく、1,200平方キロメートルに及ぶ広大な面積の中核の町並みと一体となった庁舎建設を、交通の利便性、若者にも求心力のある中心市街地の形成に寄与することなど、さまざまな観点からの検討を進めてまいります。

また、建設場所の検討に加えて、建設に伴う財源についても合併特例債活用可能な期間がチャンスであることを念頭に置き、基金の造成を行った場合の積立額と造成期間など、多方面から想定したシミュレーションで最良な手法と可能性を探りながら、にぎわいのあるまちづくり構築の中での庁舎建設構想を、市民の声を広く拝聴して練り上げてまいりたいと考えております。

その一方、広域消防体制も間近と迫り、老朽化が著しい消防庁舎、車両センター、建築後48年にもなる本荘体育館のほか、老朽化した総合支所の庁舎などの改築についても、それぞれの施設の建設時期、規模、手法、財政見通しなどについて、耐震構造調査を含め総合的に検討を重ねてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3番の循環型社会を目指した、エコタウン構想推進条例制定の考えについてありますが、循環型社会構築のため、民間企業や団体がさまざまな分野で積極的に研究・調査に取り組んでおられることは、地球温暖化防止対策を初めとした環境保全事業万般に大きく寄与するものと存じます。

本市では、市民が健康で文化的な生活を営むためには、住みよい環境づくりが重要で

あるという観点から、由利本荘市住みよい環境づくり条例を制定しているところであります。

この条例では、良好な自然環境等の保全を目的に、市民や事業者が自発的に行う活動が促進されるよう、市として必要な指導、助言、支援を行おうとするものであります。

ご提案のエコタウン構想推進条例の制定につきましては、市民生活や産業活動など幅広い分野における安心・安全な循環型社会のまちづくりの支援を目的とするものと存じます。

市といたしましては、現行の住みよい環境づくり条例を基本に、国が提唱しているエコタウンプラン、いわゆる環境と調和したまちづくり計画などを参考にし、内部調整を図りながら検討してまいりたいと存じますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

次に、4番の日本海沿岸東北自動車道、仁賀保 本荘間西目パーキングエリアについてであります。西目パーキングエリアを利用する日沿道への出入りについては、インターチェンジとしての機能と役割を必要とするため国の諸要件を満たし許可を得る必要があります。また、現在の取り付け道路はトイレ等の施設管理用であり、道路の構造上、安全性において一般車両の通行は難しいのが現状であります。

これらをクリアするためには、国からの理解はもとよりパーキングエリアへの取り付け道路について、より安全性を重視した基準で整備することが前提となるものと予想され、そのための新規事業化と財源の確保が課題となってまいります。そこで、今後、国や県に対し、インターチェンジとしての利活用の可能性について、事業手法等を相談しながら検討してまいりたいと考えております。

また、パーキングエリアの機能拡充については、現在、同パーキングエリアが日沿道河辺ジャンクション以南唯一の休憩施設であり、今後日沿道の延伸に伴い利用者の増加が予想されることから、市の観光・物産のPR及び各種情報提供の場として最適の施設であると考え、将来的にサービスエリアや道の駅のような機能を持った活用ができないか国・県と協議・検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 28番齋藤作圓君、再質問ありませんか。28番齋藤作圓君。

28番（齋藤作圓君） 非常に耳触りのいい流れのようなご答弁を賜りましたが、私は市長、まず1つはですね、具体的に人材教育の部分で、市長がただいま申し上げたようなことだとすれば、どうして日常、職員の間からさまざまな問題が出てくるのか。合併の中で市民をさまざまな面で後押しをして、そしていろいろご理解を受けなければならないという立場の方々が、逆に職員の中から合併の弊害論みたいなものが出てくるということが、市長が先ほど答弁した内容とは私は必ずしも一致しないのではないかと、いうふうに思いますので、具体的にどういう例えば管理職、あるいはそれぞれ分野の中でどういうふうな取り組みをされて効果を上げようとしているのか、少しやっぱり具体的にお話を賜らなければ、ただいまの答弁のような形ではどうも納得しがたい部分がございますので、この点ひとつもう一度よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、この非常に難しい問題だと思ひます。市役所庁舎の部分については、我々がどうのこうの一概に言える問題でもないわけでありましたが、ただ耐震の調査はいつやるのか、これだけははっきりしていただきたいというふうに思ひます。

それから日沿道の部分については、ただいま市長が申されたとおり国との関係、国交省との関係、あるいは現施設の状況からしてさまざまな問題が恐らくあるだろうということは予測にかたくないところでありますから、これは想定範囲であります。

ただ、将来に向かって象潟方面、酒田方面の延伸を考えてみた場合に、あるいはまた現国道7号の道の駅の状況等考えてみた場合に、酒田から秋田ジャンクションまでの間にせっかくある現在のパーキングエリアをもっと高度にするとすれば、やはり市としての将来展望というものがその中に確立をしておかないとできないのじゃないだろうかというふうに思いますので、その点だけ市長、もう一度よろしく願いをいたしたいと思います。

議長（井島市太郎君） 柳田市長。

市長（柳田弘君） 齋藤作圓議員の再質問にお答えしますが、人材教育のことに关しまして先ほど申し上げましたが、世の中さまざまな考え方の者がいるということをご承知のことだと思ひます。私も県職員として、職員として経験をしました。私よりも早く昇進した者がいる。そうした場合は、なぜだろう、あるいは恨みたくなることもあるかもしれません。けれども、管理職はそうしたことをさまざま、おてんとうさまと同じようにさまざまな角度から見てるといふことであります。人事に当たりまして、私たちはそうしたことを踏まえて、頑張る者は報われないといふふうなことはない。適材適所といふようなことの観点で人事の異動を行っているといふことは、ご理解をいただきたいと思ひます。そういうような方は、お手紙でなくてぜひとも直に話をしてもらえれば非常にありがたい。それでも納得しない方もいるかもしれません。けれども、そうしたことは私たちはこれからも心にとめて、より一層、市政発展のために尽くす職員、そうしたものを登用してまいりたい、このように思っておりますので、ご理解ください。

それから市役所の耐震調査のことについては、いつやるかということ副市長から答弁させます。

それから3番の日沿道の西目のパーキングエリアでございますが、これは前から私が直接、国交省の秋田工事事務所長、前の所長、今かわっていますが、この方々にお話し、要請をしてまいりました。そのときには、つけかえ道路、非常に急峻で難しいとかさまざまそうした問題もあったようでございますが、これからはぜひとも今の齋藤議員のおっしゃられる方向にできないのか、国・県に強く要望してまいりたいと、このように思ひます。

以上です。

議長（井島市太郎君） 鷹照副市長。

副市長（鷹照賢隆君） 2番の庁舎の耐震性についての再質問についてお答え申し上げますが、先ほども、建ててから39年経過しておりますと申し上げておりますが、その間、耐震性についてはやっております。その当時の建築基準法によりますと、いわゆる震度5ぐらいが最高値でありまして、4.5から5ぐらいの設計をされていたのでないかというふうに推測しておるわけですが、現在の建築基準法には当然合わないといふことでございますけれども、その間、新潟地震とか日本海中部地震で地震を経験しているわけですが、やはり結構揺れておりますが、亀裂等が入ったのは2カ所ぐらいと私は記憶いたしております。

それから、そういうところで耐震性の調査をやりますと、やはり結果が出ますとそれを補強しなければならない。これは移転するしない別にいたしまして、結果を出して何にもしないということは、これは無責任ということになりますので、これは学校も同じでございます。学校は、中国の四川省の学校の倒壊を目の当たりにしまして補助基準を上げております。今までは補助基準が低かったためになかなか学校も踏み切れなかったところが全国的に多数ございました。ところが補助基準が上がりましたので、来年度は予算要求するところが非常にふえるんじゃないかと、こういうふうに今から思っておりますのでございます。これも財政的には非常に苦しいわけでございますけれども、やればやはり補強工事はやらなきゃならない。そういう意味で、別に金がないからやらないと、そういうわけではございませんけれども、やはり庁舎の位置をどこにするかというようなことも一緒に同時に決めて、ここで、現在地で、先ほど齋藤議員さんが申し上げたとおり当分我慢しようということであれば、またそうなりますけれども、先ほどから申し上げておりますとおり合併特例債でやらなければ毎年1億円ずつ積み立てしても、例えば庁舎が100億円かかるとしますと100年間積み立てしないと新しい庁舎はできないと。これは起債が効きませんから普通の建て方をしますと起債が効きませんので100年間積み立てをしなければならぬと。そうすると100年間、現在のところでは何とかしのがなければならぬと、こういうところもありまして、合併特例債が効くうちに何とかしようというのは、そういう根拠に基づいたものでやっているわけございまして、そういう点のところも理解していただいて、ただ、まちづくりの中心市街地というところが全面に出てきておりますけれども、新しいものを建てるとすればそういう面も出てくるということで、これも耐震性の調査と、それから耐震性の結果が出たところで補強工事をするということと、新しいところのまちづくりの中での庁舎のあり方というものと平行して考えていかなければならぬ問題でないかなと、こういうふうに現在のところ考えているところでございまして、その辺のところ、議員の皆様も、それから市民の皆様もご理解していただきたい。必ずここでなければならぬとか、あそこでなければならぬとか、そういうことでなくて、やはり由利本荘市が将来発展していくためにはどういう形があるいはいいかと、こういうところが一番大事なのでないかなと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから市長が先ほど申し上げましたけれども、パーキングエリアの件につきましては、現在、西目の有志の方と、私、道の駅の社長を兼ねておりますので、何とかあそこに出店できないかということをお交省の方にお願いをしております。その中で個人はだめだと。それから借りるとすれば、やるとすれば由利本荘市でなければだめだと。それから永久建築物はだめと、いろんな制約が現在ございます。それから取りつけ道路はきちんとしなければだめだと。車が乗り入れるとすれば、現在の階段をきちんと上れるような道路にしなければだめだと。それから向こう側に行くとすれば、迂回道路、結局トンネルになるわけですから、現在行くところの道路がないというような、いろんなネックがございまして、そういうものを乗り越えていかないとあそこは本格的なパーキングエリアにはなれないと。ですから、道路の整備が先ということが前の西目の区長さんと一緒に、それから西目の道の駅の役員の皆様とお話ししているところでございますので、そういう点をこれから解決していかなければならぬ問題であると、こうい

うふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 28番齋藤作圓君、再々質問ありませんか。28番齋藤作圓君。

28番（齋藤作圓君） 理解はできるわけではありますが、ただ、パーキングエリアと乗り入れの道路についての、少なくとも地区協議会を設置をしていただいて、将来に結びつけていただくというふうな具合にはまいらないものかどうか。即にはそれを実現せよというふうなことではございませんので、将来のために延伸の方向が出てくる可能性もこれからありますので、そこら辺をひとつきちっとしていただきたいということが1つであります。

それからもう1つは、耐震の関係では、これは今、副市長さんが言われたように100億円かかっても合併特例債があるうちにやるべきだというふうなお考えもあるでしょうし、それから例えば霞が関の中央合同官庁のように全く補強して使われているところもありますし、豊島区の区役所もそうでありますし、静岡の県庁東館もそうでありますし、この補強をして、それでまた機能をきちっとしてやっていらっしゃるところもあるわけですから、そういう点を重々研究をなされた上で考えていただかなければ、きょう午前中から出ておるすべて本荘だとか、すべて何だかんだとか、市民の方々に強いることは強いるけれどもどんどん大きな事業をやっていきますと、なおさら強いるとなりますので、そこら辺を重々考えた上での判断を私はやっぱり求めたいというふうに思いますので、もう一度よろしくお願い申し上げます。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。鷹照副市長。

副市長（鷹照賢隆君） パーキングエリアにつきましては、将来の西目地域のまちづくりの中で組み込めないかということも先ほど本当は話しすべきでしたけれども、そういう話もいたしております。それから先ほど齋藤議員さんがおっしゃるとおり、酒田みなとから秋田中央インターチェンジまで休憩所が今後できないというのは、これははっきりしているわけですから、非常にあそこが整備されることによっていろいろな方が営業行為ができて潤うということは目に見えているところでございますので、その辺のところはやはり今後、そういう計画性をきちんと立てることが必要なのではないかなと。これは西目の方とお話しして、組合をつくって組合法人で経営するような形で持っていけないかということをお話ししております。それをやはり地域全体、由利本荘市全体の計画の中に組み込めるかどうかということも考えていかなければならないのではないかなと、こういうふうに話し合っております。

それから耐震性の問題は、ですから先ほど申し上げましたとおり、まちづくり、何でも本荘ではなくて、庁舎というのはやはり全体のものというふうに考えていただかないと、本荘の庁舎だということではなくて、由利本荘市の全体のかなめとなる庁舎であるということの考え方に立っていただいて、まちづくり計画の中に組み入れるというような考え方でないと、何でも本荘というようなことではならないのではないかなと、こういうふうに思っておりますので、その辺のところを現在地の補強の問題も含めて耐震性の調査も含めて平行してやはり検討していかなければならないのではないかと、こう思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（井島市太郎君） 以上で、28番齋藤作圓君の一般質問を終了いたします。

この際、約10分間休憩いたします。

午後 3時36分 休 憩

午後 3時48分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。2番今野晃治君の発言を許します。2番今野晃治君。

【2番（今野晃治君）登壇】

2番（今野晃治君） フォーラム輝の今野晃治でございます。本日9時半から会議をやっておりまして5人目の最終の質問者となります。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

1、行財政改革の推進についてでございます。

本市は、市債の発行に県の許可を要する早期是正措置対象団体となりました。ことし2月に策定しました公債費負担適正化計画は、実質公債費比率を18%以下にするため、使用料・手数料・補助金の見直しなど市民生活にとって痛みが伴う行政サービスの見直しを含む計画であります。

市は、行財政改革をどのように推進していくのか。具体的なアクションプランについて伺います。

（1）定員管理適正化と事務改善システム導入について伺います。

非正規職員について伺います。

市長は、地方公務員法第58条2項の規定に基づいて、毎年1回、人事行政の運営等の状況を公表しています。これによりますと、平成18年度普通会計決算では、歳出額503億5,668万円に占める人件費は102億1,364万円であります。職員1,159人で、給与費は70億1,388万円となっています。人件費はパートや非正規職員も含む総人件費といたしますと、職員給与費との差異は約32億円でございます。平成18年度職員1,265人と職員給与費の職員数との100人を超える職員数の差異は、常用的に任用されている非正規職員数なのでしょうか。非正規職員とするならば、平成19年4月1日時点の職員は1,230人と示してございます。この時点での非正規職員は何人でしょうか、伺います。

非正規職員を含めた人件費総額と歳出比率について伺います。

本市職員数の指標となる類似団体別職員数は、先ほど一般質問に答えておりましたが、1,000人当たりで9.48人あります。この指標から847人が本市の適正職員数とするならば、平成19年の職員数は383人多いということにならないでしょうか。一概に比較は適当ではございませんが、人口が本市より4,900人ほど多い隣の大仙市と対比しますと、平成18年度普通会計決算の歳出額は本市より約8億円多いのですが、人件費は約14億3,900万円少ないのであります。職員数では66人少なく、職員給与費も約3億7,200万円少ないのでございます。平成19年の職員数は本市より151人少ない人数であります。本市の平成19年度の歳出額に占める非正規職員を含めた人件費総額と比率は幾らになるのでしょうか、お伺いいたします。

評価システムの導入について伺います。

財政硬直化の打開策として最初に俎上に上がるのは、官民間問わず人件費の圧縮です。利益を追求する民間企業はコストの多くを占める人件費を押し下げするため、最初に手を

つけるのは、直接付加価値をつけない間接部門の合理化を徹底的に図りながら、製造現場で品質向上と効率化によるコストダウンを図ります。そのためにバブル崩壊後、余剰人員をリストラした多くの民間企業はISO9000を導入し、社員の意識改革と業務の効率化で人員削減をカバーしてきております。職員の削減は、業務改善の進展との整合性がなければ職員に過剰な負荷がかかり、残業などの労働強化、臨時職員の増加など結果的に人件費アップにつながります。職員の意識改革を図るためにも有効なISO9000シリーズの取得や、日本経営品質賞の概念を取り入れた評価システムを導入する考えはないか。また、業務改善をどのように推進し、定員管理の適正化を図っていくのか伺います。

(2) 外部行政評価制度の導入についてでございます。

近年、民間の経営理念・ノウハウなどを可能な限り導入し、実施計画・財政計画・行政評価の3つが一体となって連動する仕組みをつくり、改革・改善の効果を単年度予算編成や中期財政計画に反映させる地方自治体が特に多くなってきております。

そこで、本市の内部行政評価について伺います。

行政評価制度の導入について、3月定例市議会で我が会派の今野英元議員が一般質問されております。その際、気になったのは、行政評価実施の先進事例を見ると内部評価を試行した時点から外部評価するまで3年から5年を要しているようだとの当局の見解でございました。それは、一体何年前に通用した見解でしょうか。今は各地方自治体の行政評価報告書や評価基準帳票、その他参考資料など、その気になればすぐに手に入る時代であります。また、当時の自治省は、行政評価制度の導入を促進するために研究した報告書を7年前の平成13年4月に提示しております。本市は、内部評価の精度は高まったが、まだ改善の余地があるとしています。内部行政評価の精度を上げるには、外部からの視点を意識した行政評価を行うことが重要と言われております。内部行政評価のスキルがまだだとすれば、外部行政評価を先行すべきではありませんか。中で評価するわけではないのです。外部でちゃんと評価してくれるわけありますから、なぜ内部行政評価の確立がおくれているのですか。当局の認識を伺います。

外部行政評価制度の導入について伺います。

私は先月、外部行政評価制度の研修会がありまして出席してまいりました。

ある地方都市の事例ですが、ご紹介いたしますと、業務評価は市民やマスコミを含めた公開の場で、しかも参加しやすいように日曜日ということで、その場で議論します。そして事業説明するのは当該の市職員です。評価者は、これも変わっているなと思いましたが、当該の自治体以外の市職員が中心でございました。それは行政の専門知識を持つ行政マンは、他の公共団体の事業であれば客観的に評価できるからと言っておりました。外部評価者は、これもボランティアで、経費は費用弁償ぐらい、交通費ぐらいということでございました。これは担当者に質問し、事業の内容に切り込むという、このような手法でございます。

外部行政評価は、市民に対する行政の説明責任や透明性の確保、同時に行政と市民が地域における社会目的、目標を共有・協働して、その達成に向かう出発点であると、このような研修内容でございました。これならばですね、私どもの市においても抵抗なく導入可能だというふうな印象を持ちました。

そこで、柳田市長は3月の定例議会の質問でもおっしゃっていましたが、外部行政評価制度を取り入れるんだということをおっしゃってございます。その導入時期はいつになるか、伺いたいのであります。

(3) 入札制度改革についてでございます。

公共工事の適切な落札率について伺います。

平成18年12月定例市議会の私の一般質問で、「公共工事の適正施工価格は、識者の方々が予定価格の80%台と言っている。本市の落札率が平均96%台。市長はどう感じるか」との私の再質問に、市長の答弁はですね、時間がないのでやめますが、高落札率の容認とも受けとめられるような、そうでないような実に絶妙な言い回しであったと記憶しております。そこで、改めて適正な落札率について市長の認識を伺うものであります。

公共工事の入札・契約の改善について、担当部局はどのような検討をしてきたのか伺います。

本市の行政改革大綱には、公共工事の入札・契約手続きについて、透明性、客観性及び競争性の高いものへと改善に努めるとしてあります。また、多くの同僚議員から入札制度の先進自治体が導入しているさまざまな制度を紹介しながら、競争性が働く入札制度を早期に導入すべきと提言してまいりましたが、今まで担当部局はどのような検討をしてきたのか。また、その検討内容をどうしたのか伺います。

一般競争入札の導入について伺います。

平成18年度末の本市の起債残高は764億3,600万円と、標準財政規模の2.8倍にも達し、財政は硬直化しています。本市のまちづくり計画は、事業計画の繰り延べなど見直しをするが継続事業は推進するとしてあります。このような本市の財政状況で、高落札率の公共工事費を今後も払い続ける余裕があるのでしょうか。

地方自治法第2条14項及び地方財政法第4条1項の、地方公共団体は、必要最小限度の経費で最大の効果を上げなければならないとする、この規定するこの法律の趣旨に抵触しませんでしょうか。早急に入札制度改革をすべきであります。伺います。一般競争入札制度の早期導入予定はないのでしょうか。

大綱2の環境保全と地球温暖化阻止対策について伺います。

温室効果ガスの削減目標や、その施策を定めた法整備の動きが内外で広がっています。政府は、事業者の温室効果ガスの排出抑制等に関する指針を策定し、地方公共団体実行計画の策定事項の追加などを内容とする地球温暖化対策推進法の改定を先週の6日に制定させて、対策強化を図ろうとしてあります。

そこで、(1)本市の温暖化対策実行計画の策定と推進について伺います

洞爺湖サミットを目前にした政府は、温暖化対策推進法の改定など地方公共団体に地域の取り組みの強化を求め、排出量取引を今秋試行すると表明しております。状況は激変しております。本市の温暖化対策実行計画策定と推進を急ぐべきと考えますが、当局のご所見を伺います。

(2) 行政事業体としての環境マネジメントシステムの導入について伺います。

世界規模で取り組まなければならない地球温暖化防止対策について、EU諸国が押し進めている方式が世界の主流となるとすれば、事業活動や家庭部門から温室効果ガスの排出量目標値の設定と排出削減の義務化は避けられない情勢にあり、温暖化対策のおく

れは市民生活に極めて大きな影響を与えることとなります。

市は、行政事業体であります。当然、市は率先して事業所としての実効性が上がるシステムで排出量削減の実績を示さなければ、市民や事業所は市の排出量削減要請に納得しません。市の環境マネジメントシステム、ISO14001の導入について、当局の考えを伺います。

(3) 一般廃棄物処理施設の現状と建設計画についてでございますが、一般廃棄物を処理するのに税金が幾ら使われているのかの視点から、一般廃棄物の現状処理量と減量計画について伺います。

本市の年間のごみ焼却処分量と埋め立て処分量、ごみの収集・運搬を含む施設の維持管理費と処理経費、市民1人当たりのごみの量と処分経費はどのくらいか伺います。

現状のごみの排出量と処分経費を広く市民に周知させることは、ごみ排出減量の効果が期待されます。本市では、平成17年度をベースに平成22年度の総排出量を20%削減する計画と聞いておりますが、市民の協力がなければ達成はかないません。減量化計画に沿ってごみの減量が達成され、処理経費も削減された暁には、ごみ袋の値段を下げるなど、ごみ有料化制度の見直しの考えがないかも含めて、ごみの減量を継続的に推進するため、どのようなイメージのごみ減量化実行計画を描いているのか伺います。

新規広域焼却炉建設計画の進捗について伺います。

新規焼却炉建設計画について、稼働している炉の焼却能力と耐用年数、需要見込みなどの建設計画に至る経緯を伺います。また、焼却炉の概要と建設費、設置場所、工期、着工時期などの建設計画の進捗について伺います。

大綱の3、産業振興と雇用創出・支援策についてでございます。

国民の豊かさの源泉は、農産物や工業製品など付加価値をつけるものづくり産業にあります。しかし、地方の産業経済のかなめである農業は、国の農業政策の失敗で衰退となり、日本の産業構造をゆがめました。その結果が、あらゆる分野で今日の格差社会を生み出したのではないのでしょうか。

この格差の進展を阻止するには、地元産業の振興で雇用創出と地域経済の活性化が重要となり、行政の地元企業への支援政策に大きく負うこととなります。早期に産業振興政策の立案能力が備わった専門知識を有するスペシャリストの養成を待望するものであります。

それでは、(1) 地元企業に対する国などの施策のコーディネートについて伺います。

昨年8月に経済産業省は、ものづくりの基盤技術を高める研究開発を支援する戦略的基盤技術高度化支援事業に全国で5件の研究開発案を採択して、そして研究開発費を補助しております。その中に本市の地元企業が含まれており、現在、研究開発中と聞いております。これは、その企業の高い技術力と情報収集力があるからであります。しかし、多くの地元企業は、そのような有利な国の支援策や製造技術力を高める支援政策・制度の情報が入りづらく、求める余裕もないのが実情ではないのでしょうか。

地域のものづくり産業振興と競争力のある企業育成に、地元企業に対して国のさまざまな技術開発支援策の周知や、県の工業振興長期ビジョン「県ものづくり成長プラン」に合わせた支援策の具現化など、地元企業の動向を把握するとともにコーディネート事業の強化が重要になるとおもいますが、市の考えを伺います。

(2) 人材育成支援策について伺います。

企業は、バブル不況から脱却するために必死にリストラを進めてきましたが、2007年問題を発端としてその影響が出始めております。秋田県電子・輸送機関連地域産業活性化協議会の人材養成事業が国の支援対象事業となったようですが、その対応策やフリーターなどの就職を支援するジョブカード制度の活用など、人材育成の支援策について市はどう考えているか伺います。なお、政府はこのたび、このジョブカード制度の対象を求職者や在職者全般に拡大するとしております。

(3) 地元企業の技術者交流に対する支援について伺います。

本荘由利地域内の異業種を含めた企業間で中堅技術者の交流を促進し、地域内企業の相互協力機運の醸成を図ることは、地域内の相対的な製品開発能力や、ものづくり技術力の向上に極めて有効な手段であります。専門的な技術やノウハウを持った企業をネットワーク化するその前段で、人的交流が必要であります。中堅技術者の交流促進について、産学共同研究センターや本荘由利テクノネットワークとの連携など人的交流の必要性を含めて、当局はどう考えているのか伺います。

(4) 多様な雇用就労形態で働く、労働者の雇用安定策についてでございます。

改正パート労働法が4月より施行されました。一部の企業が進める正社員化への転換などを加速させると期待されていますが、具体的な労働条件の向上は企業の裁量にゆだねられます。地域内の動向を把握し、パート労働者等の非正規社員の均等待遇原則の確立や不当な差別禁止等の徹底などを国の関係機関や県と連携して、事業主や関係団体等へ積極的に普及啓発や処遇改善を求めていくべきと考えます。当局の対応について伺います。

(5) 中学校において、ワークルールや社会人としての基礎知識など、指導の充実について伺います。

労働者の権利を擁護するための労働基準法や、ことし3月に施行されました労働契約法や改正最賃法があるにもかかわらず、労働者の知識がないのをよいことに一方的に権利を侵害する不当労働行為が後を絶ちません。このような情勢のもと、秋田県では国の委嘱事業であるキャリア教育実践プロジェクト事業を展開しております。本市においてもキャリア教育を充実すべきと考えます。その際に、賃金や保障されるべき最低労働条件などのワークルールと、社会人として労働の意義や形態で保障されている権利の基礎知識の教育も大切と考えます。これは教育長のご所見を伺いたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。よろしくご答弁をお願いいたします。ありがとうございました。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、今野晃治議員のご質問にお答えします。

初めに、行財政改革の推進について、その1の定員管理の適正化と事務事業改善システムの導入、平成19年4月1日現在の非正規職員は何人かとお尋ねであります。市では、地方公務員法及び由利本荘市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、人事行政運営状況について市広報とホームページにおいて総務省で指定した様式で公表しているところであります。

ご質問の昨年12月15日号の市広報による職員給与費の状況の職員数は、平成18年4月1日現在で1,159人ですが、普通会計決算の正職員数を掲載することになっており、すなわち一般会計と情報センター特別会計における正職員数であります。

また、部門別職員数の状況と主な増減理由の表は職員定数にかかわるものですが、そのうち平成18年4月1日現在の普通会計部門の職員数は1,265人で、さきの職員数との差は106人です。この内訳は、教育長のほか常勤の臨時職員であり、いわゆる1年を越えて継続雇用されている者が計上されております。

さらに、平成19年4月1日現在の普通会計部門の職員数は1,230人となっており、内訳は、教育長のほか、正職員が1,128人で、残りがご質問の非正規職員であり、ここでは同様に1年を越えて継続雇用されている常勤の臨時職員を言いますが、101人です。

なお、平成20年度の常勤の臨時職員数は、さきに佐藤譲司議員にお答えしましたとおり、処遇の改善により大幅に減少いたしております。

次に、の平成19年度の歳出額に占める非正規職員を含めた人件費総額と歳出比率についてお答えしますが、普通会計における人件費の見込額は100億9,333万2,000円ですが、前年度比で1億1,731万3,000円の減となるものであります。

また、歳出決算見込額525億8,680万1,000円に占める割合は19.2%であり、前年度比で1.1ポイント下回るものであります。

なお、この人件費総額には議員並びに常勤・非常勤特別職の報酬のほか給料、手当、共済費、臨時雇用賃金等を含むものであり、さきの職員定数との直接の関連はないものであります。

次に、のISO9000シリーズの取得や日本経営品質賞の概念を取り入れた評価システムを導入する考えはないかとお尋ねですが、さきの、のご質問にお答えしましたように、定員管理につきましては年々改善を図っているところでありますが、今後も人件費の削減等に努めてまいり所存であり、評価システム導入などの手法を使った定員管理の適正化、事務事業の改善は必要と考えております。

そのためには、事務の効率化・集約化、住民サービスの質の向上を図るという視点に立ち、事務事業の整理・統合等、なお一層の事務改善を進め、簡素で効率的な組織・機構の構築を図り、適正な定員管理を実施していくところであります。

なお、事務改善を進めるに当たって、ご指摘のようにISO9000シリーズや日本経営品質賞の概念を取り入れている先進自治体もあるようですので、十分に参考にしながら、職員の意識改革につながる手法などに関し研究してまいりたいと存じます。

次に、(2)の外部行政評価制度の導入について、そのうちの1点目は、内部行政評価の確立がおくれているのはなぜか、2点目は、外部行政評価制度の導入時期はいつかですが、関連がありますので一括してお答えいたします。

本市における行政評価制度の導入における課題等につきましては、3月議会において今野英元議員にお答えしておりますが、行政運営を行う上で、常に各事業を検証しながら事務事業の改善に努めることは必要なことであり、平成18年度より主要事業の一部について庁内の内部評価を試行実施し、市としての行政評価システムの確立を目指してきたところであります。

その結果、職員の理解や体系等の考え方については浸透してきているものの、評価指標の設定や評価基準のとらえ方などにばらつきが生じ、過大評価された事業、過小評価された事業が見受けられました。昨年度は試行2年目となり、かなり精度は高まったものと思われませんが、まだ改善の余地があるものと考えております。

また、外部行政評価の導入については、内部評価における評価基準等のシステムを確立し、精度を高めてから外部委員による客観的な評価に持っていきたいと考えており、このため、導入までにはもう少し時間がかかるものと思われまますので、ご理解くださるようお願いいたします。

次に、(3)の入札制度改革について、そのうちの公共工事の適正な落札率についての認識、それから公共工事の入札・契約手続きの改善について、担当部局はどのように検討しているか、それから一般競争入札の導入について、これは関連がございますので一括してお答えしますが、まず初めの公共工事の適正な落札価格についての認識であります。本市の平成19年度公共工事の実質的な落札率は92.0%、平成18年度は92.5%であり、国土交通省等の調査によりますと、県内の主な市の平成18年度落札率は87.4%～95.0%であり、本市は、ほぼ中間に位置していることから、本市の落札率はおおむね妥当かなと考えております。

次に、公共工事の入札・契約手続きの改善について、担当部局はどのように検討したのかであります。由利本荘市行政改革大綱にもあります公共工事の入札・契約手続きの改善については、入札・契約制度検討委員会を経て改善しております。

建設工事につきましては、昨年度まで、市内建設Aランク業者を除き由利本荘市を3ブロックに分け各地区の業者を指名しておりましたが、今年度は旧本荘市、旧町の2ブロックに分けて指名しており、将来的には一本化することにより、さらに競争力、公平性が高まると考えています。

また、今年度は総合評価方式入札の試行導入も視野に入れるなど、今後もこうした入札制度の改善に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、一般競争入札の導入についてであります。一般競争入札の導入につきましては、地域経済を考慮した地域限定型一般競争入札や条件付一般競争入札等、県内各市町村の取り組み状況も参考にしながら導入について研究してまいります。

次に、大きい2番の環境保全と地球温暖化阻止対策について、(1)の本市の温暖化対策実行計画策定及び推進について申し上げます。

地球温暖化対策推進法では、市町村の事務事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減のため地方公共団体の実行計画の策定と実施が義務づけられており、本市でも19年3月に由利本荘市地球温暖化防止率先実行計画を策定し、その実行に取り組んでいるところであります。

市役所の事務から発生する温室効果ガスの発生抑制と削減のため、エネルギーの節減、ごみの減量とリサイクルの推進など、市みずから率先した行動を進めていかなければならないと考えております。

また、市町村では努力目標とされております地域推進計画は本市ではまだ策定していませんが、県の地域推進計画等に基づき、市民の皆様には由利本荘市の自然的・社会的条件を勘案した温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みについてお知らせし、家庭

での防止対策、事業所としての防止対策などについての協力をお願いしてまいりたいと考えております。

地球温暖化防止については、市民一人一人が身近な問題として関心を持っていただく意識改革が大切であると考えており、それぞれの責務を明確にしながら、効果的対策について広報活動を行ってまいりたいと存じます。

次に、(2)の行政事業体としての環境マネジメントシステム導入についてお答えします。

環境マネジメントシステムの導入については、以前にもご提案されたところでありますが、システムの導入は環境負荷の低減をもたらす一つ的手段であると理解しており、民間企業と同様に市町村も行政事業体としてこのシステムを導入している自治体もごいます。

一方、ISO取得のためには取得及び検証、専門員の配置などに係る経費、事務量の増大など高いハードルがあることも確かであります。

本市といたしましては、さきのご質問でお答え申し上げました市役所における地球温暖化防止率先実行計画に基づき環境保全行動を実施し、ISO規格の要求に基づくような実践行動を目指してまいりたいと考えております。

次に、(3)の一般廃棄物処理施設の現状と建設計画についての一般廃棄物の現状処理量と減量計画についてであります。数値につきましては平成19年度の実績見込みによりお答えいたします。

本荘清掃センター、矢島鳥海清掃センターにおいて1年間に焼却したごみの量は2万6,482トンで、市民1人当たり年間300キログラム、1人1日当たり822グラムの処理量となっております。

また、焼却施設における処理経費は決算見込額として、人件費を含めて約4億5,000万円で、ごみ1トン当たり1万6,993円の処理経費となり、市民1人当たり5,098円を負担したことになります。

市内4カ所における埋立処分場の1年間の搬入量は3,465トンで、市民1人当たり年間39キログラム、1日当たり107グラムとなっており、処理経費は約3,320万円で、ごみ1トン当たり9,582円となり、1人当たり376円を負担したことになります。

このことから、焼却処理量と埋立処分量の全体では年間2万9,947トンのごみが処理され、1人当たり339キログラム排出し、5,474円の処理費を負担したことになります。

市では、このごみの排出量対策、減量効果を上げるため、昨年度、ごみ処理広域計画に関連してごみ処理基本計画を策定いたしました。この中で、平成18年度の総排出量を基本に、平成26年度では8.8%削減することを目標にしています。同様に、総排出量から見た再生利用率を10.1%とするほか、埋立処分量については15.6%削減することを目標としています。

また、ごみの有料化制度導入に際しては、総排出量を20%削減し、資源ごみのリサイクル率も20%とすることをお知らせしたところであります。

これらの目標数値達成のため、平成20年度においては、ごみ減量化に向けた取り組みとしてマイバッグ運動などの街頭キャンペーンを実施しているほか、ごみの分け方・出し方パンフレットの作成、広報紙とホームページへの掲載、ケーブルテレビを活用した

定期的な放映の実施、大型店においてごみの減量化状況をボードにしてお知らせするなど、ごみ処理の大切さについて理解を深めるため広報活動を強化してまいります。

次に、 の新規広域焼却炉建設計画の進捗についてお答えします。

新しい焼却施設の建設計画は、国及び秋田県のごみ処理広域化計画に基づき、にかほ市と共同して現在ある3施設を1施設にしようとするもので、平成19年度から計画がスタートいたしました。

計画の進捗状況ではありますが、平成19年度は2市それぞれのごみ処理基本計画を策定したほか、施設の大まかな整備内容、概算費用などを整備した循環型社会形成推進地域計画を策定したところであります。

平成20年度以降は、施設の建設地について住民合意を含めた調整を図り、国・県と協議を行い、承認を得た後、生活環境影響調査や用地測量、基本設計を実施し、建設事業に着手いたします。

本計画は、にかほ市との広域化事業であることや用地選定、処理方式、運営方法などについて検討すべき事項が多く、計画が具体的になり次第、時宜に応じて皆様へ説明、報告をさせていただきますので、ご協力のほどをお願いいたします。

次に、大きい3の産業振興と雇用創出・支援策について、その(1)、地元企業に対する国等の施策のコーディネートについてお答えいたします。

経済産業省が推進している企業立地促進法では、地域の特性と強みを生かした企業立地の促進を通じ、地域産業の活性化を目指すとともに、地域独自の意欲的な取り組みを支援することによって、多様な産業集積を全国的に形成していくこととしております。

市では、これを受けて昨年度、本市及びにかほ市、秋田市などを含む県南9市町による電子・輸送機・関連地域産業活性化協議会を立ち上げ、当該法律に係る基本計画を提出し、国の同意を得ながら全国第1号の地域指定を受けたところであります。

これにより、集積区域内に立地または増設した企業に対して初期投資の軽減が図られるとともに、各種規制緩和措置、人材育成等に関する補助が受けられ、現在まで2社の企業立地計画が承認されております。

また、先般3月に策定された秋田県ものづくり成長プランでは、市町村の役割として、市町村は企業の身近なパートナーとして地域の商工団体等との連携を図り、独創的な施策を推進するものとし、これからは複数市町村による広域的な産業振興施策に取り組む必要があるとしております。

市といたしましても、これら国・県等の支援施策につきましては、より迅速な情報収集と企業訪問活動を実践し、各種支援策への適用に向け関係機関との緊密な連絡調整を図りながら、地域企業の技術開発を支援してまいります。

(2)の人材育成支援策についてお答えします。

戦後のベビーブームに生まれた団塊の世代が満60歳の定年退職を迎えたことやリストラの進行により、労働人口の減少や、この世代の持っていたノウハウの喪失が懸念されております。マニュアル化しづらい現場固有の技術の継承が困難となり、このことが企業活動自体の停滞につながる恐れが出てきており、本地域の製造業においては、職人的作業や機械化が困難な作業が多く、多数の企業が危機感を強めております。

このため各企業においては、雇用期間の延長、企業内部での技術伝承の制度化、技能

者枠での新卒採用者の拡大などが検討されているところであります。

また、本年4月からは国が掲げる成長力底上げ構想の目玉となるジョブカード制度がスタートしておりますが、この制度はアルバイトやパートなどの勤務歴が長く、企業の職業訓練を受ける機会に恵まれなかったフリーターや子育て終了後の女性などの職業能力の向上を目的とし、企業における実習と座学を組み合わせた職業能力形成プログラム訓練を行うことで就業を手助けするものであり、今後の5年間で約40万人の訓練参加を目指しているものであります。

本市においても、就職氷河期世代などを救済し、企業活動の活発化を促進するため、企業訪問などの機会をとらえ、ハローワーク本荘と連携を取りながらジョブカード制度や各種人材育成にかかわる補助制度について周知するなど、企業の人材育成を支援してまいりたいと存じます。

次に、(3)の地元企業の技術者交流に対する支援についてであります。産・学・官の連携拠点である本荘由利産学共同研究センターでは、技術の高度化、情報化、組織化、人材育成、起業化経営の各分野にわたる支援を中心に各種事業を実施しており、最近では三次元CAD技術研修、航空機関連部品にかかわる品質認証審査機関による実務研修など、最新技術に対応した人材育成事業を実施いたしております。

また、平成12年に設立された本荘由利テクノネットワークにつきましても、企業間連携や県立大学との共同研究、新技術・新事業の創出を目指した取り組みをしており、地域企業の工場現場訪問会を開催するなど企業間及び技術者の相互交流と事業連携、ひいては実際の取引活動につながる有益なネットワークづくりを積極的に実践しております。市といたしましても、これらの活動について積極的に支援してまいります。

次に、(4)の多様な雇用就労形態で働く労働者の雇用安定対策についてであります。就業状態の多様化に伴い労働者を取り巻く環境も大きく変化しており、パートタイム労働者や派遣労働者など非正規労働者が増加し、正規労働者との賃金格差などさまざまな課題が生じております。

このような中で、パートタイム労働者がその能力を有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、正規労働者との均衡のとれた待遇の改善や正規労働者への転換を推進する改正パートタイム労働法が施行されましたし、事業主にとっても企業の活力や競争力の源である有能な人材の確保・育成・定着を高めることが大切であり、本市といたしましてもハローワーク本荘など関係機関と連携を図りながら、今後とも各事業所に対して雇用に対する一層の理解を図ってまいりたいと存じます。

次の(5)については、教育長から答弁をいたします。

以上でございます。

議長(井島市太郎君) 佐々田教育長。

【教育長(佐々田亨三君)登壇】

教育長(佐々田亨三君) 今野晃治議員の教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

3、産業振興と雇用創出・支援策についての(5)中学校において、ワークルールや社会人としての基礎知識などの指導の充実についてであります。小・中・高等学校を経て大学、社会人に至る過程においてしっかりとした職業観を培っていくことは、教育の最大の課題の一つととらえております。とりわけ、中学生の多感で真っすぐに物事を

とらえる発達段階において、体験などを通して望ましい勤労観や職業観の基礎を築くことは極めて重要であると認識しております。

文部科学省においても、若者が望ましい勤労観・職業観を身につけ、明確な目的意識をもって職に就くとともに、仕事を通じて社会に貢献することができるように、平成17年11月には中学校職場体験ガイドを作成し、中学校を中心とした職場体験の推進等を通じ、進路や生き方指導に係るキャリア教育の充実を図る計画を立てております。

本市におきましても、平成18年度には文部科学省の地域指定を受け、矢島中学校、由利中学校、西目中学校の3校が実践研究に取り組みました。地域の商店や事業所などの協力を得ての5日間連続の職場体験では、お客様に対する明るいあいさつや明瞭な受け答え、仕事を最後まで責任を持ってやり遂げる大切さなど、仕事を行っていく上での最も基本的で大切なことに気づくとともに、生徒自身が自分たちの普段の生活を見直すきっかけにもなったところがございます。生徒たちも職場体験を終えた後は一段と落ち着いた学校生活を送るようになり、学習への取り組みも真剣さが増しております。このような実践例と成果は市全体の教職員研修会で発表され、各学校への普及を図っております。

これらの実践をもとに、昨年の19年度には市内のすべての中学校で職場体験を実施しております。また、そのほかにも学校の先輩や保護者などの方々を講師といたしまして招聘し、仕事や勤労についての講演会を開催するなど、働くことの意味について学習を行っております。

このように中学校においては、体験を通して労働のあり方や働くことの喜びを肌で感じながら、子供一人一人がしっかりとした将来の夢や目標を持って進路や職業を選択できるようにさまざまな取り組みを行っているところがございます。

いずれにいたしましても、働くということは社会の一員として地域や社会に貢献できること、人生の誇りや生きがいにつながることで、また、収入を得ることが社会生活を送るための基盤として大切な手段であることを中学生のこの時期にしっかりととらえることができるように、学校での取り組みを支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 2番今野晃治君、再質問ありませんか。2番今野晃治君。

2番（今野晃治君） 市長初め大変丁寧なご答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。よかったなという答弁と、私の認識と当局との認識が大分違うなということがありましてですね、若干その辺で質問させていただきたいと思っております。

まず、最初に断わっておきますが、ちょっと不利な発言があるかと思いますが、何とかご容赦願いたいと思っております。

それですね、まず定員管理の適正化ということなんですが、普通、民間会社でいきますとですね、業務で、あるいはいろいろな経済変動で余剰人員が発生しますと、合理的な理由があれば雇用調整できるわけです。ところが、公務員はそれできません。地方公務員法で、法律で身分保証をがちっと守られてます。定年まで刑事法を犯さない限り、首切ることができないのですよ。ですから、私はこの定員管理の適正化というのは例えばですよ、今、前倒しで、それこそ計画より前倒しで今市の正規職員はきちっと削減されておりますが、さきの国会で成立したようにですね、国家公務員65歳まで段階的に

どんどんやっていくんですよ。今、前倒しでできるというのは団塊の世代が定年退職になったからそうなんだろうと、私はそう思っています。けれども、新規の職員をですよ、制限しながらもゼロというわけにはいきません、年代的な人員構成でこれはできない話でありまして、それは認めますが、今までのようなそういう適正化というのはなかなかいかないということなんです。じゃあどうすればいいかということなんです、やはりこの臨時職員、あるいは有期の雇用している職員をですね、減らしていかなきゃならないということと、今、前倒しに正規の職員を削減しておりますけれども業務は一体どうなっているんですか。要するに業務に差し支えないんだとすれば、本当の余剰人員で毎日遊んでた人でしょうか。違うと思うんですよ。特に由利本荘市は広域で、しかも総合支所制度をとっておりますからだぶる面もあって、本当に忙しい毎日を市の職員は過ごしているはずで、業務で。これをですね、やるとすれば、何をすればいいかということですね。業務の効率化ですよ。それなくして削減できるはずないんです。先ほど私壇上でお話ししましたとおりですね、その業務改善との整合性なければ人員削減はできないんです。ですから、民間はいろんなこういう手法を取り入れてやっているんです。ですから一時も早くですね、こういう手法を取り入れてやるべきですよ。お役所はとにかくトップダウン方式ですね。でも、この業務改善はね、ボトムアップ方式でないと効果が出ないです。業務改善するのは市長でもなければ、ここに壇上に上がっている部長さんではありません。第一線にいる現場の職員がみずから業務改善しない限り、効率ある業務はできません。ですから、こういう手法を取ってはどうかということをご提案申し上げているんです。しかも今、定員管理でどんどんそういうことをやっていかなきゃならないことですから、ぜひその辺のところをですね、前向きな答弁をいただきたいということでもあります。

それからちょっとあんまり話しているとあれですから飛ばしましてですね、産業振興の方に移りたいと思います。

ここ3年くらい、今4年目ですけど、大分この産業振興の私が質問したことに关しましては、早い話が、かなり満足するような回答というか答弁をいただきました。これはやはり大学が来まして、あそこに産学共同研究センターが設立されたときのあのメンバーが商工振興課に戻ってきたからこうなったのかなと思いますが、ただ1つだけ不満があります。それはですね、先ほど私が冒頭で申し述べたんですが、やはりスペシャリスト、専門家、これが行政の、市行政の中心にいないというのが一番のネックなんです。そして市長を補佐できない、独自の産業政策も、その政策も立案できない、ここが一番ネックなんです。それはなぜかと言いますとですね、それは確かにですよ、合併する前までは秋田県内で独自のそういう産業政策など打ち出してやる市町村というのは、秋田市以外どこにもいませんでした、私も調べました。そういう部署はなかったんです。けれども合併したからには、こういう由利本荘市のような規模になればですね、独自の産業政策を立案して、そして実行に移していくと、そうしなければ地域の産業振興なんていうのはできないんです。ですから、その専門家がやはり行政の中心において、そして市長を支えていくというような形にしなければならぬんですが、いかんせん、まだ合併して幾らもありませんので、そういうことを言ってもしょうがない。ただ、これだけはやってください。もっともっとですね、企業訪問してください。地元の企業のです

ね、動向を知らないで振興策も何もできますか。ちょっとお聞きしますけれども、私が言いました地元のその経済産業省が全国5件の中で1件含んだと。その情報、これがどういうものかっていうことを市長、どなたかから聞いたときありますか。これですね、大変なものなんです。ですから、そういう情報がですね、市長にも行かない、もちろんどういうものかっていうのはわからないだろうと思います。でも、企業訪問していればどういうものかっていうのはわかるはずなんですよ。その辺が非常に残念なんです。その辺ちょっとどう考えているのか、市長のお話をお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） それでは今野議員の再質問にお答えしますが、定員管理の適正化のことにつきましては、今野議員には企業で頑張られてその中身をよく知っているだけに、ひょっとすると公務員のこうしたことに歯がゆいやり方ということを感じられる部分もあると思います。しかしながら、今野議員今お話しのとおり、公務員の雇用というのはなかなか調整が難しい段階でございますので、これから市職労働組合ともよくその辺のことは話しして、お互いに理解されるように進めてまいりたいものと、このように思います。業務の効率化、もちろんであります。私たちが市民に信頼されるためには、業務の効率化を目指してより一層頑張ったいと思います。

それから産業のスペシャリストがいらないということでもあります。やはりこれからなかなか行政として、その産業のスペシャリストとしての研修とかそういうものを、工場に研修に出したり、そういうことをしてなかった、そうしたこともありますので、指摘されるようなことは多分にあると思います。これからそうした企業に対して研修としての派遣なども考えながら、立案などできるような、そういう職員を仕上げて、仕立てていかなきゃならないな、こういうふうに思っています。

なお、今野議員からは、これまでのノウハウ、どうぞご指導くださいますようお願い申し上げます。

議長（井島市太郎君） 2番今野晃治君、再々質問ありませんか。2番今野晃治君。

2番（今野晃治君） 私の前の前の前の質問者ですか、専門にそういう係なり何なりを設けた方がよいんじゃないか、兼務でなくてというようなことをおっしゃってありましたけれども、みんな一生懸命やっているということでありましたから、あまりそこをさしたくはないんですけども、先ほど申し上げましたとおりですね、本当に積極的にですね、地場の企業の動向を、そして何を支援してもらいたいのか、あるいは今何を支援しなきゃならないのかということをお聞きしたいですね、もっと積極的にやっていただきたいということです。

時間がないから、ちょっとこの話します。この技術行動化支援ということで経済産業省がやりましたこれが採用になったということで即ですね、これ自動車部品の製造するシステムなんですけれども、秋田県でも即そういう動きましてですね、県知事と当該の大手自動車部品メーカーのトップと開発している担当者と三者会談やってるんですよ。何を話しているか、想像つくでしょう。生産拠点の問題ですよ。こういうチャンスがあるのに、当該の地元のこの市の行政側が一人もそこに参加してないというのは何ですか、これ。企業誘致の種、あるいは開発した企業にそういう生産させる、ものすごい経済効

果が出るっていうのは、あるいは雇用、そういうチャンスがいっぱい眠っているんです。ですから、その掘り起こしをですね、市でもっともっと積極的にやっていただきたいということなんです。

以上です。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 今野議員からただいま貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。これからただいまのご意見等を踏まえて、より積極的にやってまいりたいと思います。まだ、遅くありません。これからスピードを上げて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくご理解ください。

議長（井島市太郎君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明日は引き続き一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 5時04分 散 会

